

第二十八回 参議院 商工委員会 會議録 第十九号

昭和三十三年四月十五日(火曜日)午前
十時四十五分開会

委員の異動

四月十一日委員 秋山長造君 辭任につ
き、その補欠として岡三郎君を議長に
おいて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 近藤 信一君
理事 青柳 秀夫君
高橋進太郎君
阿部 竹松君
相馬 助治君

委員

大谷 實雄君
小澤久太郎君
小幡 治和君
古池 信三君
小滝 彬君
小西 英雄君
島 清君
樺 繁夫君
加藤 正人君

国務大臣

通商産業大臣 前尾繁三郎君
政府委員 通商産業省 松尾泰一郎君
通商局長 松尾 金藏君
通商産業省 村田 恒君
石炭局長 川上 爲治君
中小企業庁長官 小田橋貞寿君
事務局側 常任委員 会専門員

本日の會議に付した案件
○工業用水道事業法案(内閣提出、衆議院送付)
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○經濟の自立と發展に関する調査の件(日中貿易に関する件)
○中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(近藤信一君) これより委員
會を開会いたします。
委員の異動について御報告いたしま
す。去る十一日、秋山長造君が辭任
し、その後任として岡三郎君が選任さ
れました。

○委員長(近藤信一君) 次に、先ほど
委員長及び理事打合せを開き協議いた
しました結果、本日は、まず工業用水
道事業法案、石炭鉱業合理化臨時措置
法の一部を改正する法律案を審議し、
ついで中小企業金融公庫法の一部改正
法律案を審議いたしたいと存じま
す。この点御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(近藤信一君) それでは、こ
れより工業用水道事業法案を議題とい
たします。御質疑のある方は順次御発
言願います。

○阿部竹松君 大体、前回の委員会で
質問いたしましたので、法案の内容は

了解したわけですが、最後に、大臣も
お見えになっておりますから、一、二
点だけお伺いして質問を打ち切りた
いと思ひます。

農林省あるいは建設省とか、通産省
関係で河川法とか、工業用水道法と
か、この種のいろいろの法案があるわ
けですが、これを一本にして一つの
大きな法案として、将来は運用してい
くようなお考えはないかどうか。

それから小さな問題ですが、地方自
治体がそれぞれ条例によつて上水道、
下水道をやっている。これとの関係は
全然ございませんか。この二点をまず
お伺いいたします。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 御承知の
ように、水の問題につきましても、従
来から非常に所管争いというところ
ありましたが、そういうようなことでい
ろいろ争ひがありましたことは御承知
の通りであります。従つて、現在にお
きましては建設省、あるいは簡易水道
につきましても衛生に關係があるとい
うことで厚生省、工業用水につきま
しては通産省というようにはつきりし
ては通産省とありまして、もちろんそ
の三つの間にいろいろ共通の問題もあ
ることはあると思ひます。しかしその目
的からいいますと、それぞれ違った特
色を持っておりますので、ただいまの
ところは、これを一本にするというこ
とは困難であり、また実質からい
まして、ただいま申し上げましたよ
うにおのおの違った意味を持ってお
りますので、従つてただいまの行き方
がいいのではないかというふうに考へて

いるのであります。

それから、今度の工業用水道につ
きましては、御承知のように地方公共
団体がやりますものについては届出制
というもので、これは地方団体であり
ますから、国とは緊密な連絡もと
り得るわけでありまして、またいろいろ
内面的指導によりまして、公益の目的
に合する方向で地方団体も考へ
るわけでありまして、この法律でい
きますと、もちろん地方団体との關係
につきまして特別に地方の権限を侵害
するといふわけのものでもありません
し、抵触する点もありません。その間
地方自治法との關係は摩擦のあるよう
な面もありませんし、もちろんまた抵
触する面もないわけでございます。

○阿部竹松君 最後に一点お尋ねいた
しますが、まずその一つは、現在の公
団でやつております愛知の工業用水
道、これは本法案とは全然關係のない
ものであるか、あるいは将来本法に何
らか關係を生じてくるものかというこ
とと、その次に、前回局長さんから御
答弁がございました五億円の補助金と
三十億を予定されておる起債、これの
対象たるものは地方公共団体に限る、
あるいは自治団体に限るものか、その
点をも一度御明確にお示し願ひたい
のと、もう一つは通産省当局からち
やうだいしていただきましたプリント、
これも一度若干お尋ねいたしました
が、この十三ページに仙塩工業用水道
から始まりまして今年度の予定されて
おるのが大体五億と示されました
が、その下もずっと順位がついており

ます。将来ここに記入しております通
りやられるか、その点を最後にお尋ね
をいたします。

○政府委員(松尾金藏君) 御承知のよ
うに、愛知用水公団で水の幹線を計画
をいたしまして、その水の幹線の中か
ら工業用水を分けてもらうことにな
っておりますが、工業用水を分けても
らうてから以後のいわゆる工業用水道
事業は愛知用水公団がみずからやるの
ではなくて愛知県がやることになつ
ておりますので、その意味で愛知用水公
団と直接の關係は、愛知用水公団に直
接この法律が適用になることではなく
て、それから水を分けてもらう愛知県
がこの事業法の適用を受ける、こうい
う形になると思ひます。

それから、本年度約五億の補助金と
三十億の起債の対象はいずれも地方公
共団体であります。ただ、形をいたし
ましては、御承知の北九州の場合にお
きましては北九州で地方公共団体が集
まりましていわゆる一部事務組合を作
っております。これは關係の市町村が水
道事業を営むというその仕事について
いわゆる一部事務組合を作つておりま
して、事業主体は北九州水道組合と
なっておりますが、その実体は關係の
市町村が集まって市町村の仕事の事務
の一部を持ち合つて作る組合でありま
すが、実体的にはやはり地方自治体と
いうふうに断定できると思つておりま
す。従つていづれも地方公共団体であ
ります。

それから配付資料の表の中で、「計
画中の事業」云々となっておりますも

の中で一番上に載っております。仙臺、磐城、愛知、北伊勢、徳山、これらの五つの事業は補助金対象事業としてすでに予定されておるのでありますが、それ以下の予定されておる事業につきましてはいずれも起債ベースで着工可能であるという一応私どもの方の考え方でありまして、そのような方向でいずれも今後着手できる見込みのものでございます。

○大谷實雄君 ちよつと一、二点お尋ねしたいのですが、この補助金、今補助金のお話が阿部さんから出まされたが、この総括は将来逐年ふやしておいでになるかどうか。

○政府委員(松尾金藏君) 工業用水道事業の補助金につきましては、過去、本年度合せて三年間逐次ふえて参っております。今後とも計画されております工業用水道事業もいずれも私どもの方の考えでは重要な工業用水道事業でございますので、来年度におきまして、予算上の許す限りさらにふやしたいという希望は強く私も希望しているところでありまして。

○大谷實雄君 それから、この地方公共団体と、ほかのものが競願になつて来ませんか。この場合は、やはり地方公共団体の方を優先的にやるのかどうか、その点。

○政府委員(松尾金藏君) 工業用水道事業として現実にこの法律に基いて計画の提出があります際には、ほとんどすべての場合にその水源の問題、いわゆる水利権の問題の片がついてからでないと工業用水道事業等の計画自体がでないで、水利権をだれがとるかという場合には、いわゆる競願の問題が生ずるかと思ひますが、現実問題として

では大部分のいわゆる工業用水道事業の水利権は地方公共団体がとられることが多いと思ひます。事業の計画が出てくる場合には、水利権の問題の片がついておるし、従つて現実問題としていわゆる競願の点などは起つて来ないというところに相なると思ひます。

○大谷實雄君 自家用の工業用水道事業につきましては、場合によつては政府あるいは地方公共団体が適当に助成をして一般の需要家に対して給配水するというような方策は講じていませんか。

○政府委員(松尾金藏君) 自家用の工業用水道という点に關します限りは……いゝわばその企業の経営の一部をなすものでございまして、それが自家用の工業用水道にとどまりまして限りは、現在のところ、補助金その他の助成は考へておりません。しかし、今お話をうきに、従来は自家用の工業用水道であつたけれども、さらに設備を拡張して他にも供給したい、一般に供給したいというふうなことになるば、これはいわゆる自家用の工業用水道事業が一般給水を目的とする水道事業に相なるのでありますから、その場合にはこの法律の適用を受けて、その事業の性質いかんによつては、いわゆる助成が必要であれば助成も考へなければならぬというふうなことになるかと。

○大谷實雄君 それから補助金ですが、これはその事業費の四分の一を一括して渡す切りにするか、あるいは項目別に検討して金額を指定するか、その点。

○政府委員(松尾金藏君) お話のようには、総事業費に対する四分の一補助でございまして。項目別のこまかいことは別に特定をいたしません。

○委員長(近藤信一君) 他に御発言もなければ、この辺で質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(近藤信一君) 御異議ないと認めます。

これより、討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

工業用水道事業法案を問題に供し、本案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(近藤信一君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもち、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長の報告等、諸般の手續は、慣例により、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

改正する法律案を議題といたします。御質疑のある方は、順次御発言願ひます。

○加藤正人君 この改正案の提案理由を見ますと、これはわが国の石炭工業の現状及びエネルギーの需要の趨勢にかんがみてこの改正案を出したといふふうになつてゐるものであります。エネルギーの需要の趨勢にかんがみ、これより採決をいたします。

工業用水道事業法案を問題に供し、本案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方は挙手を願ひます。

な欠陥は、国際収支の面があまり重視されていなかったという点にあると思ひます。従つて今度の新五カ年計画という点におきましては、極力国際収支というものを頭に入れて、そうして計画を立てていくというところに相なつてきたのであります。その点から申しますと、極力国内資源によつてエネルギーをまかなつていかなければならぬ。そういう意味合いにおきましては、私はあくまでも、まず石炭に重点を置いていく、そしてその足らざるところを重油によつて補う、その重油につきましても、重油なり原油によつていくわけでありまして。それもやはり国内の資源が限りあります。それらに極力国内資源によつていかなければならぬ。そう申しながら、エネルギーの需要量が非常にふえて参りますので、石炭なり、あるいは国内の石油を使い出すにつかましても、外国からの輸入の量はだんだんふえていかなければならぬ、こういうふうな状況にあるわけでありまして。従つて、決して海外から輸入する石油をおろそかにするわけには参らない。これに対する輸送の問題、あるいはそれに伴う港湾の整備の問題、また、できましては、極力外貨を使わずに外国から石油を入れるということに努力して参らなければならぬと思ひます。しかし先ほど申しておりましたように、極力国内資源であります。また、増産をはかり、また合理化をはかりまして、いすれにしましても、非常に高いものを使わせないといふわけには参りませんから、その間の関係を十分頭に入れながら、価格を安くして増産して、そういう意味におきましては、あくまでも石炭

に重点を置いていく、こういう考え方で、これは私はだれが考えましても、当然のことだと思ひます。そういう方針は、将来にわたつて堅持しながらいくべきものだ、かように考えております。

○加藤正人君 もう一つ伺いますが、大体この提案理由の説明の中の第三のここに書いてありますが、現有炭鉱の出炭は、昭和四十年ごろをピークとして、その後は自然条件等の制約のため、の減産の方向をたどらざるを得ないと考えられる。この生産の減少をカバーし、あわせて炭鉱の合理化を促進し、昭和五十年に七千二百萬トンの出炭を確保するための態勢を整えるためには、新炭鉱の造成を極力推進する必要がある、こういうふうになつておるのではありません。前にうたつておるの、四十年ごろをピークとして、その後は自然条件等の制約のために減産するといふことになつておる。この減産をカバーするには、昭和五十年に七千二百萬トンの出炭を確保しなくちゃならぬ。この態勢を整えるために、新炭鉱の造成を極力推進するといふことになり、この狭小な国土の中から相当今日まで掘り進められた石炭が、自然的に、いわゆる自然条件の制約で減つてきたといふものをこれをカバーするのために五十年に七千二百萬トンを補つために新炭鉱を造成するといふわけであり、そうたくさん新炭鉱として掘り出してこれだけの成績を上げるようなつもり意義がまだ残つておるのですか、そういう点について伺いたいと思ひます。

○政府委員(村田恒吉) 結論から申し上げますと、そのよう、ただいまお

話のございましたような意義が、意味が残つております。それで特にその地域は、北海道地域が今まで比較的开发がおくれておまして、北海道の釧路炭田、それから石狩炭田、それらにつきましても現在炭業権を持つておりますが、資金、あるいは設備資金の関係あるいは関連産業施設、すなわち鉄道とか港湾とかあるいは道路とか、それらの整備が十分でないために十分に開発されていぬ地域が相当ございします。なお、同様に北海道に天北地区、非常に離れた所がございしますが、これらにつきましてもまだ未開発の部分相当残つております。九州の方につきましても、有明湾の海底炭田の非常にまだ優良な炭層が未開発のまま残されておられます。これらの地区につきまして重点的に開発を進めたい、そうして七千二百萬トンの出炭の目標を達成したい、こういう考え方で仕事を進めておる段階でございします。

○加藤正人君 従来セメントの原料である石灰、そういうようなものも相当まだ残つておるのではありませんか、それは非常に掘出が経済的でなくて、残つておるのを承知でまだ掘さくされておる、あるいはまた非常に森林で手をつけないところがあつた、それを切り出すという道路がなかつたりして、あるいはまたそれを利用できないといふことがあるように、石灰も非常に経済的に掘り出すことができないために、あることを承知しておいて放置されておる、それを今お話をあつたのだらうと思ひますが、しからばそれは炭価が幾らになつてもいいという、ただ石灰を得ればいいというならばそういうことも可能かもしれぬと思ひます。

が、そういう掘出す鉄道まで要するといふようなことを想定する場合に、およそ炭価という経済的のそこ問題があるとする、その五十年に七千二百萬トン出炭ができて果して経済的にそれが掘出され得るかどうかといふことについて承わりたいと思ひます。

○政府委員(村田恒吉) この法律の改正をお願いいたしました一つの大きな目的は、ただいまお話のございました、今まで未開発でありまして、これから有望な地域を重点的に、しかも経済的に開発ができるように、特に関連産業施設を整備をしていくといふことを伴いながら重点的な開発をするといふことを大きなねらいとしたのであります。その終局的な目的はただいまお示しのごさいます炭価を引き下げたい、単に数量だけをふやすといふことでは意味がないこととございまして、あくまで炭価を将来に向つて引き下げていくといふことが根本のねらいでございします。それで、そのためには従来もやつて参りました、今後とも継続いたします採掘の方法をいかに機械化、近代化していくかといふ合理的な仕事を進めて参りますと同時に、これから新しく開発をします山はいずれもこれは能率が二十トン以下のものはいつともこれは作らせない、非常に能率の高い山を考へておまして、その意味におきまして、これは私どもの一つの試算でございしますが、昭和五十年におきましては、かりに物価、賃金が横ばいといふふうな観点に立ちますと、現在の炭価の約四〇%くらい引き下げられる、こういうふうな想定をいたしております。

○加藤正人君 過去の戦争の場合に、炭価などは幾らであつても石炭がほしいという時代は相当掘り尽されたように思われるのですが、今いろいろな新しい掘進の技術的の工夫などがその後できているので、今御説明のようなことができるのじゃないかと思はれるのであります。それがためにやはりいろいろな方面からこの目的を達成するためには、総合的な施策がとられなければならぬと思ひますが、それに要する費用などというふうなものがどのくらい想定されておられますか、参考のためにちよつと承わつておきたい。

○政府委員(村田恒吉) まず、ただいま申し上げました坑内外の設備を近代化して、機械化していくといふことが、これは根本でございまして、これは技術の問題として進めなければならぬと思ひますが、しかしながら、これをいろいろな、これだけの合理的な事をいたしたためには、どうしても多額の資金を要するわけでございします。従来、石炭炭業は比較的景気の変動に対してそれに適応するための弾力性に乏しい産業でございしたために、投資欲といふものが非常に不活発でございした。と同時に、先ほどの御意見がございましたように、政府の燃料政策がときどきつらつたような印象を与えるような場合もございまして、そのために思い切つた増産といふことになかなか踏み切つていかなかったでございします。しかるに今回の新しい長期エネルギー対策といふものが、新長期経済計画が樹立されて、あくまで外貨節約及び輸出振興という観

点から、国内炭の増産をやるのだといふことがはっきり方向がきまりましたために、石炭業界としましては、固期的な増産態勢といふものを打ち出したわけでございします。一例をとつて申し上げますと、昨年度設備投資が二百七十億でございした。そのうち開採の方から融資が出ましたものが三十八億ほどでございしますが、今年度は、全部の三十三年度の設備投資は三百億を突破いたしました。そのうち開採に期待いたしておりますものが約百億といふような、飛躍的な増加をたどつていくわけでございします。今後ともこういう方向で極力財政投融資の大幅な投入といふものを進めまして、それによつて設備資金五千六百億円といふものを昭和五十年までにはこれは投下していただきたいといふふうな期待を持つております。それからいま一つは、関連産業施設が非常に立ちあつておまして、関連産業施設といふものの整備がないために、せっかくいい地域もその熱意を持つていなかったといふ事実もございします。まずやはり先に炭を掘つて鉄道を敷くのではなくして、将来の出炭といふものを計画的に行ひまして、その計画出炭に合わせたように道路なり、港湾なり、鉄道なりといふものを先に整備していくといふことが非常に大事だと思はれます。その意味におきまして、私どもの方は港湾局及び国鉄、経済企画庁と非常に密接な定期的な会合を開きまして、われわれの各年度別の出炭計画に合わせるように特別港湾の整備計画といったようなものを一つ進めてもらつております。その方向が三十三年度はきつめて顕著に出ております。たとえば唐津の港、釧路

とによりまして、まず坑内においてその運搬を能率的にやり、むだなものを輸送しないようにするというのが第一の今の進んでいる方向であります。第二には、そうして出て参りました石炭をいかにして選炭をよくするか、いかにしてこれを十分に機械にかけ、あるいはローテーションをやりますし十分な選炭をよくやって、ほんとうのいい良質の石炭だけを運ぶようにするにはどうしたらいいか、そういうような点を十分に資金の面におきまして、技術指導の面におきましてもやっておるわけでありまして。直ちにあらからもうすぐいい石炭ばかりが家庭にくるかというところは、すぐは申し上げられないと思ひますけれども、今後はそういうふうな形で、まずもとの方で良質の石炭だけを出していくという方向に進みますので、そういう御迷惑をかけるようなことはだんだんなくなるであらうというふうに期待をいたしておる次第でございます。

○阿部竹松君 二、三点お尋ねいたしますが、まず第一点は、この法案が出発した当時、三百萬トンの能率の悪い、カロリーの低い山を買ひ上げるといふこともこの法案の内容に含まれておったはずなんです。ところが、先日のお話では、大体三百六萬トンに対応する分だけ石炭整備事業団で買ひ上げたというお話でございましたが、逆に買ひ上げたその種の山が三百萬トンの山よりもなお多く泡末会社のようにでき上つておる。しかし、その買ひ上げる三百萬トンのその金をどこから出すかという点については、石炭業者が銀行の金利を引き下げてもらつて、そこからトン当り幾らという事で金を出したはずなんです。そうしますと、今度は買ひ上げをやりますから、金利の改正案でございませうから、金利の方はどうなるのですか。今後の……

○政府委員(村田恒吉) この法案の中で、前回の委員会でも申し上げましたように、事業団の終期と申しますか、事業団の方に関する規定は四十二年までの延長をやりませんで、現行法通り三十五年八月でこれを打ち切ることにいたしております。その理由といたしましては、目標でありましてこの三百萬トンの買付をおおむねその目的を達成したということが第一の理由であります。第二には、今ちやうどお話のございました、この買ひ取りのための資金というものは、整備事業団の資金というものは、まず第一に出炭トン当り二十円というものを各社から出させまして納付金として納めさせ、さらにもう一つの納付金の元手として、開発銀行の約定金利が九分でございます。実際は石炭鉱業に貸し出すのは六分五厘で、差額の二分五厘というものを納付金として出す、そういう点につきましては十分な話し合いが関係方面とまだつきません。そのために実はこの問題は三十五年八月から先の問題がきまつておらない。じゃ、一体金利はどうなるかという事でございしますが、これは大蔵省と私どもが事務的に話を今日まで進めて参りました現段階におきまして進行状況は、たとえば整備事業団が三十五年八月をもってこれが廃止され、そしてこの買ひ取りというものがそこで一応とめられるという事になりまして、現在の六分五厘の金利というのに対しては一挙にこれを引き上げるといふようなことは

やらない、こういうふうな事務的な話し合いで進んでおります。

なお、今後この問題はあくまで今後大蔵省及び関係方面と折衝を続ける方針でございます。その折衝を続けるのは、ただいま申し上げましたように、あくまで積極的な今後におきまして増産のために必要な長期低利の金を石炭鉱業に投入していくという建前から、あくまで六分五厘というものは堅持していく、こういうふうな方向にいて今後折衝を続けていく方針でございます。

○阿部竹松君 その次に、この説明書の第三点に書いてあります四十二年度までにおいて、四十年度を大体ピークにするという意味のことが書いてございす。あとは自然条件等によつて下るといふ意味のことを書いてございす。しかし、私どもは合理化法案が出発した当初から考えると、あのとき六十八本の縦坑をおろすということがやはり内容でございまして、ところが、まだ六十八本どころか五十八本もでき上つておらぬ、あの縦坑というものが炭鉱を若返らせるのだといつて現在盛んに各会社が縦坑を一生懸命に今掘つてゐる。そうしますと、実際フルに力を発揮するのが四十年度ぐらいだと私は思ひます。炭鉱の数は確かに減るかもしれませんが、ぬけぬけでも、総体の出炭量というものは四十年度以下でなくなるなどという事は考えられない。そこで、あなたの方では四十年度になつたら自然条件が制約されて減産の方向をたどらざるを得ない。これは一体どこをさして言つておるか。それとも自民党さんの経済五カ年計画に従つてこういうふうに合せなければならぬものかどう

か、これは石炭局としてどこで……常設的に判断すれば、これはどうもあやしいと思ふのですが、この点はどういう判断をなされたのですか、その点をお伺ひいたします。

○政府委員(村田恒吉) 四十年をピークとして現有炭鉱が逐次減つていくという事は全体として全部がそういう方向にいくというわけじゃございませう。これは合理化によつて、ただいまお話のように縦坑等をやりましたのは、これはさらに今後四十年から先につきましてもずっとこれはそういう趨勢をとつて参りたい。一方、もう終期してしまひまして、やめていく炭鉱が四十年度をピークにして出てくるわけでは、そういう意味の炭鉱は、つまり、減産の態勢に入ります炭鉱と、それから休止、廃止してしまふところの炭鉱というものが含まれますので、そういうものが出てくるという意味において四十年をピークとして現有炭鉱の中には減産あるいは廃止していく炭鉱があるという意味でこの説明を書いたわけでございます。

○阿部竹松君 それは村田局長さん、そういう意味にこれとれませんか。これは私の言つた通り炭鉱の数は減るかもしれませぬ。一つや二つの炭鉱は、それは廃坑になつてゐるかも知れませぬけれども、この条文で見ますと、日本の石炭産業全体をさすものだと私は判断されるわけです。しかし、そういうふうであれば、それでけつこうですが、次に当委員会に参りまして、国務大臣の正力さんが、原子力の発電のこの点についてときたま私どももお話を聞くのですが、石炭局というか、通産省といひますか、あなたの方では大体原

子力発電はいつごろ市場に電気となつて現れてくるかという事を御判断なさつておられますか。

○政府委員(村田恒吉) 私どもは実は、原子力の発電のあれは経済企画庁で作成されました長期総合エネルギー対策、これを基礎にして考えております。すなわち、昭和五十年年度七百万キロワットの出力が出る、こういう計画を基礎にして考えております。

○阿部竹松君 そうすると、石炭産業に一切影響ないということですか。

○政府委員(村田恒吉) この原子力の発電というものが、今申し上げましたような形において出てくるということでは七千二百萬トンの国内炭の出炭、こういうことを考えております。

○阿部竹松君 次に、鉱区調整協議会のことについてお尋ねいたしますが、この協議会は大蔵省が任命されるのでしょうか、それともどこかの機関で御推薦を願うわけですか、どういふ方法をとられるわけですか、それともし内容がわかるならば、石炭経営者が何名とか、通産省から何名、あるいはまたその他例によつて例の学識経験者が何名、こういうふうなことはまだ全然御考慮に入つておらぬのですか。

○政府委員(村田恒吉) まだ最終的にもちろん確定いたしておりませんが、これは大臣が任命いたす建前でございます。そうしてこれは法律の第七十六条の五に「委員は、石炭鉱業に關し学識経験のある者のうちから、通産産業大臣が任命する。」と書いてございす。それで私どもが今考えておりますのは、鉱区の調整という事は、それぞれの会社に利害關係が非常に深い、

それであるためにその委員の方は現役の石炭鉱業に従事している方はなるべくこれをやめていただきたい。これはできるだけ学者の方に、しかも五名でございまして、学者の方を中心にしていきたい、こう考えております。

○阿部竹松君　そうしますと、どのくらいの権限といったら、ちよつと局長も答弁しにくいと思うのですが、端的にお伺いして、大臣がどなたか学識経験者で、あまり鉱区に利害関係のない人を入れますと、そうしますと、たとえばここに相馬委員と私がおるのですが、二人が鉱区調整について協議会の答申通りやれといったとき、二人とも反対だということと言つたら、反対だつたらやむを得ませぬというのか、大臣の命令でズバリ、こういう権限があるのですか。

○政府委員(村田恒吉)　第六十八条の十一でございまして、採掘権の譲渡又は探掘鉱区相互の間の鉱区の増減の決定をしようとするときは、石炭鉱区調整協議会の意見をきかなければならぬといふこととございまして、あくまでもその協議会の御意見を尊重しなければならぬ、こういう建前でございます。

○阿部竹松君　私の聞いておりますのは、その人たちが結論出すわけですよ、結論を出した場合、その鉱業権者が二人とも利害が一致していれば問題ないのですが、その協議会の答申に基いて大臣が判断を下した場合、その鉱業権者なり、租賦権者が絶対服従しなければならぬのか、それとも絶対服従しなくてもよろしいものかといふことなんです。

○政府委員(村田恒吉)　その点が従来の鉱業法によりますものでは通産大臣の権限が勧告であつたものが、今度の規定で新たに通産大臣が決定まで持つていける。従いましてそれに従わなければならぬわけですよ。

○阿部竹松君　最後に一点お伺いいたしますが、この本法案と直接関係がないかも知れませぬけれども、北海道に二十万、九州に二十万、合計四千万円を投じて探鉱をやられるそうです、将来やはりこれに関連して、そういうお金を出すのか、それとも山口の宇部炭田地帯は、特に中小炭鉱があつて、ひとりの力で、そういう仕事はなかなかできないというところに入つて来るかどうか、この点だけ最後にお伺いいたします。

○政府委員(村田恒吉)　この予算は、今度初めて四千万円新しくいただいたわけでありまして、元来の計画は、私どもはこれを約今年も二億要求したのですが、これが四千万円に削られたのであります。来年度以降も引き続いてこの予算を要求していきたいし、また増額していくべきだと考えております。ただいまお話のありました山口の宇部につきましましては、あそこ東洋鉱区という山はこれを指定地域にして積極的の開発をやつていきたいと考えております。その場合に、具体的にどの炭鉱がその地域に入るか、まだ明確でございませぬ。東洋鉱区は非常に有望でありますし、相当な権利の上に眠つてある地域もあるようでありまして、あそここの地域は今後当然指定地域として開発を進めていきたいと思ひます。

○委員長(近藤信一君)　他に御発言もなければ、この辺で質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(近藤信一君)　御異議ないと認めます。

これより、討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もなければ、これより採決に入ります。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案は、衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(近藤信一君)　全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員長の報告等、諸般の手續は、慣例により、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(近藤信一君)　御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

次に、本法案を可とされた方は、順次、御署名を願ひます。

多数意見者署名
青柳 秀夫 高橋進太郎
小澤久太郎 加藤 正人
小滝 彬 古池 信三
相馬 助治 阿部 竹松
島 清 椿 繁夫
大谷 資雄 小幡 治和
小西 英雄

にいたしました。暫時休憩します。
午前十一時四十七分休憩
午後二時二十六分開会

○委員長(近藤信一君)　これより委員会を再開いたします。

まず、日中貿易について質疑の通告がございまして、この問題を先に取り上げることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(近藤信一君)　御異議なしと認めます。

それではこれより本問題について質疑を行います。

○榎繁夫君　ちよつと大臣にお尋ねいたしますが、どうも、昨今四次貿易協定の中国側の拒否によりまして、日本の輸出産業の上にも重大な影響があるのではないかと、大へん心配をいたしておりますので、それに関連してお尋ねいたしますが、戦前、日本の対中国輸出の総額は、台湾を除きまして輸出総額の大体一八%を占めていたように思ひます。ところが、昨年の輸出実績を見ますと、ところが、六千五百万ドル、二%ぐらいにしかなつていない。一昨年に比べまして七百万ドルからの減少を対中輸出というものは示しておるのであります。

ところが、これは主として私の思いますのは貿易の無協定、協定がなかつた。そういう状態におかれておつたことが、大きな原因ではないかと実は思ふのであります。今回中国側が日本政府、特に愛知官房長官の談話に刺激されまして、拒否の態度を明確にいたしました。この調子で参りますといふと、今年度は昨年度に比較して、さら

に対中輸出というものは減少するのではないかと、この心配を持つておりますが、まずこの点について、大臣のお考えなり、見通し等についてお尋ねをいたします。

○国務大臣(前尾繁三郎君)　第四次協定が御承知のように一応民間側で調印されたのであります。これは中共を承認するといふ問題と――われわれはあくまでも貿易につきましては、極力やつていきますが、直ちに承認というやうな方向にいくわけにはいかぬといふやうな点で、国策掲揚の問題などに關しまして、中共の了解が得られなかつたといふ点にございまして、非常に遺憾に思つてゐるのであります。しかし、われわれとしましては、貿易を推進することに於いては、心から誠意をもつて臨むつもりでありまして、今後の推移につきまして、極力われわれも十分考えていかなければならぬと思つております。

ところで、第四次協定が結ばれた場合と、結ばれぬ場合とどういふことになるか、結ばれたら、もちろん非常に差があるものであります。一億ドル以上期待いたしておつたのであります。しかし、それはいかぬといふので、さういふことになると思ひます。ただ、従来におきまして、これは協定ができております場合から協定ができていない場合とどういふことになれば、もちろん協定ができておるのにこしたことはないものであります。ただ、協定ができていない、一つ大きな問題は、御承知のやうに、現在中共貿易が大きな期待にもかかわらず、多額にならないといふ大きな原因は、御承知のやうに中国から輸入する物資がない、米にしましても、

国内がかなり豊作であつた、大豆にしましても、七十万トン全体としては輸入をいたしておりましたが、それ以上大きな期待はできません。また、鉄石なり石炭につきましても、石炭が国内で余つておるといふような状況、あるいは鉄石につきましても、われわれといふわけでは、鉄石は極力入れていいわけでありませんが、今度は向うの方で輸出能力が十分でないといふような關係にありましますために、結局一番大きなネックは輸入する物資という点にあつたわけでありまします。その点は、今後におきましても急激に変化するといふわけではありましません。従つて協定ができてい

が折り合いがつかないといふようなことになりましますと、実質上向うからの輸出が延期され、あるいは軽減されるといふようなことになつて参るのでありますから、私はすみやかに、協定の問題を中心として彼我の間に十分な了解に達するよう努力を払わなければ、成立いたした鉄鋼の輸出につきましても、大きな心配を持たざるを得ないものであります。この点について政府の見解をただしたいと思ひます。

炭のアメリカからもらつております価格、これは三十二年の十一月の実績でございますが、二十八ドル二十二セント、それが開港炭でありますといふと十三ドル三十セント前後、こういうところに鉄鋼のために必要な開港炭の価格でさえ、アメリカから買つておられますれば二十八ドル二十二セント、開港炭でありますと十三ドル三十セント、三十二年の七月ごろの実績を見ましても、同じように違つておるのであります。こういう高いものをみすみす買つていて、そうして安い開港炭などを入れることができるのにこれを買わな

ておるわけでありまします。しかし、それはそれといたしまして、われわれとしては、あくまで誠心誠意貿易に關して、これを推進するといふ努力もして、また、誠意を認めてもらふといふ方向によつて全部打開ができるものといふふうに考えておられます。ただいまお話し、いろいろ中共で安いものを買つておられたら、もちろん安いものを買つべきで、これは国全体として考えて、そつちかなければならぬと思つておりますが、その辺の消息については、政府委員から御説明いたさせます。

ましたといふわけでも、実は輸入物資の面において非常に障害をわれわれ感じておつたわけでありまします。一昨年、昨年につきましたも、大きな期待を持たれながらも、その程度にとどまらなければならなかつたという理由は、結局輸入する物資といふことになるわけでありまします。実はあまりに大きな期待を持ち過ぎたと、こつちの点じやないかと思ひます。その上、なおかつ協定の承認が得られぬと、こつちの点じやないかと思ひます。これは確かに不便だと思ひます。しかし、輸出するものといひましても、鉄鋼とか、あるいは肥料にいたしましても、中共としてもおそろくできれば買いたいといふ気持ちを持つておられると思ひます。また、われわれも極力輸入する物資の点につきましても、打開していききたいといふ気持ちを持っております。昨年より本年がさらに減るといふことは、実は予想はいたしておらぬのでありまして、むしろ、昨年よりはふえるといふふうに、またふやさなければならぬ、

○樺葉夫君 大臣のお答えによりましますと、バーターであるから、向うから輸入をするものが、こちらの期待するよりなものに向うに出してもえなないといふところに、対中共貿易の伸びがなかつた大きな原因のよう受け取れるのであります。私は西欧各国の一昨年と昨年の対中共輸出の実績を見ましても、減少いたしておりますのは、日本のみであります。残念ながら、西ドイツにいたしましても、三千七百万ドル一昨年ありましたものが四千万ドルに伸びております。スイスはコム非加盟国ではありますけれども、大体同じような実績を示しておる。英國にいたしましても、フランスにいたしましても、それぞれ一昨年に比較すると、昨年の輸出実績といふものは伸びておるのにもかかりませう、ひとりわが國のみが減少をいたしておるのであります。私は今お話ししたやうな、こつちの望む物を向うから輸出してもえなない、輸入することができないといふところに、ただ一つの原因があるように思ひます。それは、最近鉄鋼のバーター協定がなされて、これから五カ年間にわたつて輸出一億ポンドを約束して歸りました。その実現さへ私は最近の日本政府のとおつておられますやうな態度では危ぶまれるのであります。今度の細目交渉は、必ず私は今後難航するに違ひない、こつち心配するのであります。その理由は、中国側からの見返りの輸入品について、価格あるいはその他の条件

○國務大臣(前尾繁三郎君) お話しした点は、私も十分さういふ心配をいたしております。しかし、これは日本の誠意という点は、十分貿易に關しましては誠意を尽し、了解を得たいといふふうに念願をいたしておる次第であります。また、その点は十分努力をしてゆきたいといふふうに考えておるのであります。ただ、具体的問題になりますと、協定ができた當時から、輸入する物資につきましても非常なわれわれも実は心配をいたしておつたのであります。今後これをどういふふうに打開してゆかといふことについて、具体的に極力彼我の摩擦のないやうに努力をしてゆきたい、かやうに考えております。

○樺葉夫君 中国側の、官房長官談話を理由にするこの四次協定の拒否に遭つて、あなたの所屬される自民党の幹事長は、総選挙が近いものだから、中共の社会党に対するあれは援護射撃であつて、これは総選挙が済めば、おのづから時間的に解決するだらうといふやうな政治的な御発言をしておられるのであります。私は、たとえば鉄鋼の輸出に關連してこれに必要な粘結

炭のアメリカからもらつております価格、これは三十二年の十一月の実績でございますが、二十八ドル二十二セント、それが開港炭でありますといふと十三ドル三十セント前後、こういうところに鉄鋼のために必要な開港炭の価格でさえ、アメリカから買つておられますれば二十八ドル二十二セント、開港炭でありますと十三ドル三十セント、三十二年の七月ごろの実績を見ましても、同じように違つておるのであります。こういう高いものをみすみす買つていて、そうして安い開港炭などを入れることができるのにこれを買わな

○國務大臣(前尾繁三郎君) お話しした点は、私も十分さういふ心配をいたしております。しかし、これは日本の誠意という点は、十分貿易に關しましては誠意を尽し、了解を得たいといふふうに念願をいたしておる次第であります。また、その点は十分努力をしてゆきたいといふふうに考えておるのであります。ただ、具体的問題になりますと、協定ができた當時から、輸入する物資につきましても非常なわれわれも実は心配をいたしておつたのであります。今後これをどういふふうに打開してゆかといふことについて、具体的に極力彼我の摩擦のないやうに努力をしてゆきたい、かやうに考えております。

○樺葉夫君 中国側の、官房長官談話を理由にするこの四次協定の拒否に遭つて、あなたの所屬される自民党の幹事長は、総選挙が近いものだから、中共の社会党に対するあれは援護射撃であつて、これは総選挙が済めば、おのづから時間的に解決するだらうといふやうな政治的な御発言をしておられるのであります。私は、たとえば鉄鋼の輸出に關連してこれに必要な粘結

○國務大臣(前尾繁三郎君) 私としては、國庫増強をしなければ貿易ができませんといふものではないといふふうに考えておるのであります。その点は、私は中共もかなり政治的な意図があるのじやないかといふことを感じ

ておるわけでありまします。しかし、それはそれといたしまして、われわれとしては、あくまで誠心誠意貿易に關して、これを推進するといふ努力もして、また、誠意を認めてもらふといふ方向によつて全部打開ができるものといふふうに考えておられます。ただいまお話し、いろいろ中共で安いものを買つておられたら、もちろん安いものを買つべきで、これは国全体として考えて、そつちかなければならぬと思つておりますが、その辺の消息については、政府委員から御説明いたさせます。

○樺葉夫君 中国側の、官房長官談話を理由にするこの四次協定の拒否に遭つて、あなたの所屬される自民党の幹事長は、総選挙が近いものだから、中共の社会党に対するあれは援護射撃であつて、これは総選挙が済めば、おのづから時間的に解決するだらうといふやうな政治的な御発言をしておられるのであります。私は、たとえば鉄鋼の輸出に關連してこれに必要な粘結

○國務大臣(前尾繁三郎君) 私としては、國庫増強をしなければ貿易ができませんといふものではないといふふうに考えておるのであります。その点は、私は中共もかなり政治的な意図があるのじやないかといふことを感じ

○樺葉夫君 中国側の、官房長官談話を理由にするこの四次協定の拒否に遭つて、あなたの所屬される自民党の幹事長は、総選挙が近いものだから、中共の社会党に対するあれは援護射撃であつて、これは総選挙が済めば、おのづから時間的に解決するだらうといふやうな政治的な御発言をしておられるのであります。私は、たとえば鉄鋼の輸出に關連してこれに必要な粘結

ておるわけでありまします。しかし、それはそれといたしまして、われわれとしては、あくまで誠心誠意貿易に關して、これを推進するといふ努力もして、また、誠意を認めてもらふといふ方向によつて全部打開ができるものといふふうに考えておられます。ただいまお話し、いろいろ中共で安いものを買つておられたら、もちろん安いものを買つべきで、これは国全体として考えて、そつちかなければならぬと思つておりますが、その辺の消息については、政府委員から御説明いたさせます。

○樺葉夫君 中国側の、官房長官談話を理由にするこの四次協定の拒否に遭つて、あなたの所屬される自民党の幹事長は、総選挙が近いものだから、中共の社会党に対するあれは援護射撃であつて、これは総選挙が済めば、おのづから時間的に解決するだらうといふやうな政治的な御発言をしておられるのであります。私は、たとえば鉄鋼の輸出に關連してこれに必要な粘結

○國務大臣(前尾繁三郎君) 私としては、國庫増強をしなければ貿易ができませんといふものではないといふふうに考えておるのであります。その点は、私は中共もかなり政治的な意図があるのじやないかといふことを感じ

○樺葉夫君 中国側の、官房長官談話を理由にするこの四次協定の拒否に遭つて、あなたの所屬される自民党の幹事長は、総選挙が近いものだから、中共の社会党に対するあれは援護射撃であつて、これは総選挙が済めば、おのづから時間的に解決するだらうといふやうな政治的な御発言をしておられるのであります。私は、たとえば鉄鋼の輸出に關連してこれに必要な粘結

米炭とあまり差はございせんが、CIFにしますと、運賃の差だけは安くつくようになっております。ただ、品質の点を考えなければなりません。これは製鉄各社の都合によりまして、メリットの計算率が違ふようでありまして、大体米炭を一〇〇といいたし計算を、常識的にはするようでありまして、そういうような計算をいたしたとしても、現在のところ最近この業界でいろいろ打ち合せている数字から言いますと、中共炭の方が若干割安になっておるようであります。鉄鉱石につきましても、大体カナダ並みぐらいな価格になつておりました。アメリカの鉄鉱石よりは若干割安になる。ただ問題は、こういう石炭にしまして、鉄鉱石にしまして、スポット買いといふものは割合に少いわけでありまして、重要なこういう原材料になりますと、かなり長期に確保しなければなりません。で、工業界といたしましては、石炭にしまして、鉄鉱石にしまして、かなり長期の約束を、みないたしておるのであります。従いましてそれを急に破壊をして、中共から多くふやすといふことも、非常に困難な事情にあるようでありまして、ともかく業界の方の自主的な判断によりまして、日本の需要の増加に伴つて、逐次中共の石炭なり、鉄鉱石を増加するという方向で、ああいう五カ年間にわたる協定ができたわけでありまして、われわれとしましては、その協定が円滑にいきますようにお手伝い申し上げたい、こういうふうに考えております。

○樺繁夫君 たいまお手伝いをしたいというのですが、政府が今のようない態度をおとりになつております限りは、私は対中共貿易の好転を望むことはできない、こう思ふのであります。なるほど粘結炭のカロリー、炭の性質なり、その質にもよることではございませうけれども、運賃だけをとりてみましても、たとえば三十二年の七月の運賃を比べてみますと、アメリカから炭を輸出いたします場合、十一ドル七十五セントから十六ドル七十五セントを上下しておる。かりに、距離が近いだけの差はございませうという話してありますけれども、中国から入れます場合、これは局長どのくらいで入るのですか。私は二ドルか三ドルじゃないかと思ふのですが、そういうところとの積極的な貿易の努力が、今のようないことでは私は得心ができません。ことに、長期の協定を結んでおります硫安、大豆等は、一体今度の中共側の態度によつて、協定の通りに、輸出入が実施されていくというお考えを持っておりますか、これが第一点。

それから台湾の、今度の愛知さんの談話によつても、だいたいアメリカと台湾に対する気が中心になつておるのであります。当委員会におきまして、パナマの問題で、だいたい先般来、議論がございまして、台湾からの輸入に期待できますものは、私は、不敏でありますけれども、パナマと砂糖くらいしか思ひません。パナマと砂糖に、せつかく第四次協定のときが締結をされて、非常な明るい希望を、日本の輸出業界、産業界が持つております。これに水をぶっかけるような態度をとられたことは、重ね重ねこれは遺憾であります。通産当局としては、対中共貿易と台湾貿易といふものを、いづれを一体重視して、今後の通産行政をお進めになるおつもりか、この機会に一つ承わつておきたいのであります。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 台湾と中共貿易との問題につきましては、この前大竹委員からも御質問がございまして、私、一方を失つて一方を立てていくというわけには参らぬのであります。台湾につきましても、従来通りの貿易はやつていって、その上にさらに、中共貿易をふやしていくというところでは、たゞこれは、貿易の問題でありまして、それ以外の政治的な問題につきましては、たゞいま政府がとつておりますように、直ちに中共を承認するといふわけには参らぬのであります。その点は、ある程度切り離して、われわれとしては考えていかざるを得ないという立場にありますが、これを御了承願ひたいと思ひます。また、先ほどの具体的な御質問につきましては、通商局長からお答え申し上げます。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今、運賃の差についてのお尋ねが第一点であつたかと思ひますが、石炭につきましては、アメリカからの場合におきましては、現在のところ、大体十ドル程度であります。中共につきましては、三ドルから三ドル半ぐらいになつておるのであります。運賃を比べると、かなり中共側の方が安いことは、これは事実であります。先ほど、われわれ官側で、何か制限をしておるといふふうなお話もございましたが、これは全然いたしておりません。外貨割当という点につきましては、需要の業界のところで、コマーシャル・ベースに立ちまして、有利だといふところから買い付けられるように、為替割当をいたしております。中共炭は何ほど、米炭は何ほどというふうなことは、全然いたしておりません。

○樺繁夫君 役所が貿易の第一線に立つておられるわけはないのでありますから、そういう誤解は私もいたしていません。ただ、今硫安と大豆、この長期協定を業界で結んでいゝのであります。今回のように、日中兩國の關係の悪化ということが、この長期協定について支障を来たすようなことはないとお考えかどうか。この点、答弁漏れでありますから、重ねてお尋ねをいたします。

○政府委員(松尾泰一郎君) 私たちといたしましては、たゞいま大臣からも御答弁になりましたように、いろいろの政治的なものもありますが、貿易は貿易として、できるだけ拡大をしたい、こういうふうな考えをいたしております。肥料につきましても、昨秋に大きな契約はできたわけでありまして、その積み出しも、順調にいつていゝのであります。その見返りになります物資につきましても、これまでのところ米その他の物の輸入につきまして、われわれも及ばずながら努力をして参つていゝのであります。先ほど鉄鋼の輸出のお話でありましたが、今進行中の契約交渉について、まだ何ともわれわれも申し上げにくいのであります。要するに米を十萬トン買ひ取れと、こういうことなのであります。で、米につきましては、われわれ肥料の見返りとして従来やつておりましたし、現在の協定から見ましても、乙類の同類物資の交換でもあります。

で、大体肥料は米といふふうな場合に考へておつたのであります。今度鉄鋼の輸出に対して米を買へ、甲類の輸出に対して乙類の輸入を、こういう御主張なんでありまして、まあ、甲類と乙類との異類物資の交換といふことは、これはまあ協定上ではおかしいことではあります。が、気にするなといふことではあります。それは、それほど絶對困るというわけのものでもなからうかといふふうに考へていゝのであります。何分古米を十萬トン買ひといふことになりまして、食糧庁とも十分話し合ひをいたしてゐるのであります。食糧庁の米の買ひ入れ計画から見ましても、古米ならばそんなに買ひ余力がないといふことなのであります。そこで古米をどの程度にし、新米をどの程度にするかといふような問題もありません。また、米だけなぜ工合が悪いのか、大豆も今お尋ねがありましたように、二十五、六萬トンの契約もできているわけでありまして、大豆をなぜ使われないかといふふうな問題も、われわれとしては考へなければならぬわけでありまして、鉄鋼のみならず、ほかの輸出についても考慮いたさなくてはならないわけでありまして、それらの点をいろいろ考へますと、まだ現段階におきましては、先方の言われる通り、米十萬トン古米で買ひといふことにつきましては、われわれといたしましては決しかねるような状況であります。が、何とかこの契約ができますように、いろいろ食糧庁とも話し合ひをいたしまして、ほかの物資も入れまして、何とか話がでないものだらうかといふことで、今打ち合せをしていゝような状況であります。

○椿繁夫 局長のお話を伺っておりまして、向うから鉄鋼の見返りとして古い米を売りたい、出したいと言っている。それを受け入れのこちらの方としては、新しい米じゃないと困る。こういう話をするにいたしましたも、また、いろいろな商品を輸出をしてその見返りを受けます場合の価格のきめなどにつきましても、やはり今度のよるな貿易協定が、十分双方の政府間においてほんとうに支持され、協力される、こういう関係にあることが私は一

○國務大臣(前尾繁三郎君) 私は今度の協定の問題に關しまして、われわれの意思が十分疎通していかないことを、非常に残念に思つておるのであります。といつて何も中共貿易を放棄するとか、あるいは今後の親善關係を放棄するといふ考えは全然持つておりません。これは兩國ともお互いに考えていかなければなりません、中共においてもわれわれの立場といふことについての十分な理解を得なければなりません。そういう点におきましては、ただいまのところ少しいろいろ激されておる、もう少しお互いに冷静に、この問題について考えていかなければならぬ

○棉絮夫君 この対米の關係であります
すが、今度もアメリカにだいふ政府は
気がねをされ、台湾に気がねをされ
て、長官談話を見ておりますという
と、全く独立国の誇りが失われておる
ような感なしとしないのであります
が、この対米貿易の見通しであります
が、昨年の実績から見ますと、約十億
ドルの入超となっております。で、そ
の後いろいろな商品へけちをつけてお
る外電などを見ますというと、輸入制
限の措置をアメリカでは強化してくる
のではないかと。特にアメリカ全般の景
気の動向等から考えまして、そういう
心配がなされるのであります。こと
に、東南アジア各国のドル資金の不足
というようなことから、東南アジア貿
易というものも、そう明るい展望を

持つことはできない。そういう国際経済の中にわが国が立つております際に、今回の中共との関係のごときは、日本の輸出入貿易の上に重大な影響があると私は思うのでありますが、政府の本年度の御計画の三十一億五千万ドル、この輸出の達成について、対中共関係をこのままに放置しておいて達成される自信は相変らずでございますか。

○國務大臣(前尾繁三郎君) アメリカの輸出入の関係につきましては、まあ貿易だけで見ていくわけにも参りません。ことに昨年は御承知のように鉄鋼とか、石油の緊急輸入をやった関係もございます。これは特別な例外的な年

ません。これもまた兩方が反省をし、最も妥当なところで、貿易の拡大ということを考えていかなければならぬのであります。もちろん、そのことは中共に対してと同様でありまして、われわれは極力中共の貿易を考えていかなければなりません。それにつきまして、アメリカの貿易だけで、もちろん三十一億五千万ドルの達成ができるわけではありません。また、中共貿易につきましても、ただいま、最近におき

ましては額が非常に少いのであります。それで、伸びの率は非常に多い。また、われわれといたしまして、中共貿易なり、ソ連貿易にも大きな期待を持っておるのであります。その方面はその方面として、各地、いわゆるまた、三十一億五千万ドルの輸出というのは一割一分の本年から見ますと増加であります。どの仕向地に向いまして、一割なり一割五分の輸出をどうしてふやしていくかということで行かなければならぬのであります。私はこういうふうな中共に関するいろいろな政治的な問題がありまして、貿易としましては、国で拡大するようにし、

○相馬助治君　樁委員の質問に關連して私も二、三点伺いたいのですが、樁委員の質問のよつて立つてゐる基礎と、私が考へてゐる立場と若干違ふかも知れないので、それを私は劈頭に申し上げて質問したいと思ひます。

台湾との貿易については、かりにこれが不可能になりますれば、さしあたり被害をこうむるのは中小輸出メーカーであつて、そういう面からは台湾との貿易なんかはどうでもよいのだと

いう論をなす者に対して、私は反対の態度を持つておるわけあります。いわば、台湾との貿易についても相当考えていかなくちやならないのではないか。日本の中小企業者の立場からそのことを私は考えているわけであります。しかしまた、一方中共との貿易については、将来を見通して、これもまた十分考えなければならぬことは論を待たないわけで、そういう角度に立つて私はお尋ねをしたいと思うのです。

最近の第四次協定に関連しての問題は、まさに岸内閣のよろめき政策の結果であり、または別な表現をいたしますれば、藤山外交の無能を暴露したも

のであって、実はこの問題について前尾通産大臣がわれわれから質問を受けることは、あなた自身はきわめて迷惑であるかもしれない。いわば当面の、今度の貿易についての失態の責任者は、明らかに通産大臣ではなくて、岸内閣総理大臣であり、藤山外務大臣であるという認識に私自身は立っており。しかし何と申しまして、当面の貿易をあくまで責任者はあなたなのでありますから、そこであなたの見解を承わっておかなければならないと、こゝろふに考える。

第一の質問は、イギリスは中共を承認しております。しかもまた、一方に台湾政府とは貿易を堂々とやっております。これに対して日本の今回の状況といふものは、あまりにもみじめ過ぎる。と考えるのが、通産大臣はイギリスのこの外交上、貿易上とりつづける策を、どのように教訓的に学び取られておるか、そして何か参考としてこの中から採取すべきものがありとお考えになっておるか。それともまた、台湾と日本との関係とは全く違ふので、問題は別であるといふに把握されておるか。これが私の質問の第一点です。

それから第二点は、国旗を立てなくとも商売はできるというこの説明はまさにその通りです。国旗を立てなくても商売はできますし、国旗に対してあんな神経質になるのはおかしいじゃないかという議論にも、私は一応耳を傾けますけれども、日本人が真剣に反省しなければならぬことは、日本人の国旗に対する感覚といふものは、世界民族のあらゆる民族のうちで最低のもので、これは地続きに國境を持つていないせいなのかどうかわかりませんが、いけれども、戦争中に目の丸とか何とかいって盛んに宣伝をして、どうやらこうやら国旗といふものに對する目が幾分開けたような思いはいたしますけれども、民族の本能的な感覚からいって、国旗といふものについて、諸外国の国民が考へてゐるような感覚を持つていないと思ふのです。そこから一つの行き違ひだと思ふのでございしますけれども、あなたの責任をもつて答弁をする領分ではないと思ふので、すけれども、国旗を立てなくたつて貿易できるじゃないかというふうい認識だけでは、とても相手を説得しかねると思ふのでございします。これに對してどのようにお考えであるか。貿易は貿易じゃないか、政治は政治じゃないか。こつちはその方が都合がいいからその通りなんだが、相手があつて、これはどうしようもないのであつて、当面の貿易の責任者として、この問題について通産大臣の御見解を承わりたいと思ふのです。

それから最後に承わりたいと思ふことは、これもあなたから責任をもつて答弁を求めるとは、若干無理だと思ふので、すけれども、岸内閣の閣僚である責任を分担するあなたにお尋ねをしたいのですが、この第四次協定ができて、そして国民政府がへそを曲げたときに、これは政府のある人も、あまり高い責任者ではないようですけれども、なにそのうちほつておうちに、国民政府自身が参るからして心配なことではないのだ、こゝろ放言を新聞にしておる。ところが、蔣介石總統が頑強な態度を宣言し、いよいよ国民政府の方が強硬な態度を次々と打つてきたので、これは大へんだといふので、いささかあつてふたつて、そして措置をとつたという傾向が見えますが、すなわち相手をなめ切つて大したことないのだといふやういふことを新聞で言うからして、あとでよい心配しなけれはならない。おのれの頭上につばきを吐くような結果が出てゐると思ふ。今度の幹事長の談話も、全くそれと似てゐると思ふ。これは社会党に対する援助射撃だから、選挙でも終つてからゆつくりやるのだ。これはもう言われた方にしてみると、非常な侮辱だと思ふのです。われわれが相手にけんかを吹つけて、向うが本氣になつてなぐりつけてくるならばまだしも、にやりとにやり笑つておつて、今そうして君は怒つてゐるけれども、そのうちに君がくたばれるだらうといふやうなことで、無関心な態度をとられたら、この方が一番相手を憤慨させると思ふのです。私はこの際は藤山さんでも何でも、外交は回復されていまいと語りけれども、先頭に立つて政府がやはり自主的に積極的にこの問題を解決するのだといふ一つの氣がまゑと行動を、一日も早く起すべきではないか、こゝろいふに考へるのでございしますが、通産大臣はどのようにお考えであるか、一つ基本的な問題だけを三つあげてお尋ねいたしました。明快な答弁を期待いたします。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 第一点の、英國は中共を承認し、しかも台湾と貿易をやつてゐるではないか、こゝろ御意見、この点は私はやはり英國と日本とは立場が違ふと思ふのです。

御承知のように台湾政府を承認いたしますにつきましても、終戦の際におきまします日本に対する処遇の問題等につきましても、十分なまあわれわれとして感謝すべきこともあつたわけでありまして、それに対して国際信義を守つていくといふことについては、私は従つて直ちに中共を承認できないという立場は、どうも国際信義上やむを得ないといふふに考へておるのであります。この点は別に岸内閣としてもよろめいたわけでも何でもありません。当初から政治の問題、すなわち承認の問題と貿易とは切り離してこゝろいふ方針をずっと貫いてゐるわけでありました。

それから第二の国旗の掲揚の問題であります。私は何れも国旗の掲揚そのものを軽視することでは、もちろんないと思つておりました。ただ、私の申しましたのは、ドイツにおきましては、国旗の掲揚といふことなしにやつておる、日本だけが、国旗の掲揚の権利を認めなければ貿易ができないかといふことになりまします。私は中共の言ひ分にも、かなり根拠が欠けておるんじゃないかといふ点を申ししたのであります。国旗の掲揚、しかも、それを権利として認めるといふことが、日本の現在の立場からいいますと、非常に無理な提案ではないかといふに考へておるわけでございます。その点は、今後もっとお互いに冷静にこの問題についての話し合ひをしていくべきだといふに考へておるのであります。

また第三点の、これは私は新聞を見なかつたので存じませんが、国民政府はそのうちに泣きやむだらうといふふには、われわれは考へておりません。

それからたまたまであつても、言うべき事柄ではないのであります。われわれとしても、要するに三団体に対する回答の意味は、こゝろ意味だといふことで、十分国民政府と納得していくべきだといふに考へ、また、事柄も重大な事柄でありますので、慎重を期してやつて参つたのであります。また、中共に對する今度の問題に對しての幹事長の発言につきましては、私はどういふ意味でこゝろいふ話が出たかは存じませんが、先ほど来申し上げておるに、これは貿易として誠意をもつて今後推進し、そしてお互ひの了解に早く達するやうに、あらゆる努力をするべきだといふに考へておるわけでありました。

○相馬助治君 私のお尋ねたことで若干大臣が意味を取り違へておる点があるので、再度お尋ねしますが、私は国旗の問題について申ししたことは、日本人は国旗に對する感覚が非常に鈍いから大したことをしなかつたといふ意味なんです。すなわち、池田さんに持たせてやつたその内容の、この辺までは了解するぞという内容が私は問題だつたと思ふ。で、今度その三団体に政府が発表したあの文章といふものを前尾さん、これは率直に、読んでごらんないで、日本文であつて悪文ではないです。これは文章が下手なんじゃないか、だけれど読んでみればわかるやうに書いたから、ああいうことになつたんだと思つて、その苦心の作であるといふことには、全く御同情にたえないんですが、ああいうことを出さなければならぬやうな羽目に追い込んだ一番最初の問題だと私は言つておる、

うに伸びなかった、こういうことになります。しかし、今回の鉄鋼の協定を見ましても、鉄鉱石を入れる。従来は鉄鉱石はちよつと開発したあとでなければ入りぬものだというふうに考えておりましたが、そうではなしにある程度開発もされ、鉄鉱石を入れるということができる。また、昨年は御承知のように外貨が非常に問題のある年でありまして、鉄鋼なり、石油の緊急輸入というようなことで、ほかの外貨は極力切らなければならぬ、こういう実情にあったわけであります。しかし、

本年は國際収支の面からいいますと場合によりましては大豆等の輸入も去年ほど切らなくてもいいのではないかと、もう少しふやしていけるのではないかと、いろいろな考えも持つております。輸入の面で相当打開していけば、鉄鋼にしましても、肥料にいたしましても、ある程度昨年以上にふやして輸出ができるのではないかと、こういうふうに考えているわけでありました。

○委員長(近藤信一君) 本問題に關する質疑は、この程度にいたします。

○委員長(近藤信一君) 次に、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のある方は、順次御発言願います。

○阿部竹松君 前回も若干論議いたしましたので、ほとんど御質問申し上げる点がないわけであります。なお、この法案の内容は、環境衛生法の施行に伴って、直さなければならぬ点と、副総裁を新たに設けるという二点のようですが、第1点目の、環境衛生法に関しては、当然の措置だと思っております。質問はございません。

第二点の、副総裁を設けなければならぬという理由についてお尋ねいたします。御承知の通り、この中小企業金融公庫ばかりでなくして、これは当委員会の関係でないかもしれませんが、国民金融公庫の場合も、今度副総裁を一名ふやしてほしい、これは大蔵省関係かもしれないけれども、そういう申し出があるやに承わっております。初めは小さく出発して、少しやると、こういう機構の拡充を常に言い出してゐるわけですね。御承知の日銀ですら、副総裁が一名しかおられぬ。これは何兆円という金を扱ってゐる。ところが、わずかに七億圓ぐらいの金を扱うこの種の小さい公庫で、総裁から、副総裁から、理事まで必要であるかどうか。私は必要ない、必要ないというよりも、現在の機構でやっていけるのではないかと、そういう気がするわけですね。従いまして、その御見解を承わっておきたいと思つております。

またしても、御承知のように、その支出をふやし、あるいは政府の貸付金をふやしたり、また、その運用についてのやかましい議論も行われたのであります。その際におきまして、われわれとしても、総裁一人が各地方を回つて、そして、適切な仕事をやるというわけにも参りませんので、やはり総裁にかわつて、相当権威のある仕事を各地に浸透させていくという事を考へます場合には、当然副総裁を置いていいのではないかと。こういうふうに考えた次第であります。

○阿部竹松君 大へん失礼ですが、前尾通産大臣は公庫法の内容を、全部御承知ないのでないかと気がするわけですね。これが一つの営利会社であれば、代表者が必要であるし、代表者が事故あるときは、かわるべき者が必要であるかもしれないけれども、正直に申し上げまして、総裁ということになつておるけれども、御承知の通り、国家の財政法のしからしめるところによつて一切を処理しなければならぬ。会計検査院の検査も受ける。もちろん、主務大臣であるあなたの指示も仰がなければならぬ。こういうことになつてきますと、一体地方回りをして何をやるか。貸付額も、金利も、一切きまつてゐるのですよ。どこ回りをして、一体何をやるのですか。一切ワクの中で与えられた仕事しかできない。地方を回つて仕事をするとしたら、やることは越権行為だけです。それに何かかわらず設けなければならぬというところは、僕はどうしても納得できないのです。これは通産大臣の關係ではございませぬけれども、当委員会では、幹部の構成につきましても十分考

株式会社法案がある。政府が二億圓お金を出すといつておる。ところが、この会社の一カ年間の役員の使費費用は約六千万圓、六千万圓の金をもつて総裁以下理事あるいは職員に充てるという。僕は機構をこしらえて失業救済をやるならつて、そういうものをつくらねえからいって、そういうものをこしらへないでもつて、たとえば、一カ年間何がしかの金が余つたとしても、積立金にするなり、あるいは一人でも多くの人に貸すために僕はやるべきだと思ふ。公庫というものは、一切ワクに縛られておられますから、そんなに独自の権限を総裁なら総裁が発揮することはできない。それほど不安なら、これは考え直さなければならぬ。こういうことになるのですが、これは失業救済機関というふうに割り切れば、別問題ですが、今、大臣の御答弁では、法案の精神と違つてくるように思ふわけですね。その点をもう一度お尋ねします。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 通産省及び大蔵省が監督をしておると申しました。これは一々の貸付について、具体的にいろいろなことを指示するわけでも何でもありません。大きなワクで話をしておるわけでありまして、また、会計検査院の検査は、これは別に公庫自身の活動とは關係はないのであります。仕事の内容は、この公庫に相当まかされておるわけでありまして、また、それでありまして、現在いろいろな手続が複雑であるとか、適切なところに金がいかないか、いろいろな問題でこの公庫に批判を浴びせておるようになつてあります。それにつきましても十分考

えて、そして、より適切に仕事をやらせてもらなければならぬということでもあります。われわれ監督いたします者から申しまして、その機構については十分配慮をして、そして大いに督励をする。こういうことでなければなりません。そういう意味におきまして、この法案を御提案いたしましたわけでありまして。

○阿部竹松君 大臣は、お金が円滑に回らないとおっしゃるけれども、それは副総裁がおられないから円滑に回らないのでなくして、日本の国の経済状態からかんがみて、絶対量を公庫に投資してあげることができないから足りないわけでしょう。そういうお説でいくと、今までの総裁や理事は何をやつておつたか。僕はそういう議論も生れてくると思ひます。しかし、そういう意味でなしに、やはり絶対量が足りないから、今まで十分な、皆さん方の御要望にこたへるだけできなかったものであつて、副総裁一人ばつんとふやして、そして円滑に回るといふことは、とても私は考えられない。しかし、そこで現在の理事を副総裁にするということらしいのですが、まあ、権限の違いはどうなるのですか。職責上の立場と待遇上の立場と二つの点。

○政府委員(川上為治君) 第一点の、権限がどういふふうになるかという問題につきましましては、現在の理事につきましましては、代表権を持っておりますけれども、副総裁につきましましては、代表権を与えらるゝことになりまして、いろいろな仕事につきましまして副総裁の判によつて、すなわち印鑑によつて処理ができるというふうなことになる

○國務大臣(前尾繁三郎君) 機構は、極力大きくせぬように済むものであります。また、押えていくのが一つの考へであらうと思ひます。しかし、御承知のように、中小企業金融公庫は、毎年、これは政府の貸付金もふえて参つておるのであります。三百億とか四百億というような程度のときには、それだけの、副総裁の置くというほどの存在でなかつたかもしれない。しかし、現在におきましては、これがいかにか重要な役割をしてゐるのかについて、今さら申すまでもないのであります。また、資金も非常に大きくなりました。また、この公庫の果してあります役割というものは、特に重要性を増しておるのであります。昨年におき

ましても、御承知のように、その支出をふやし、あるいは政府の貸付金をふやしたり、また、その運用についてのやかましい議論も行われたのであります。その際におきまして、われわれとしても、総裁一人が各地方を回つて、そして、適切な仕事をやるというわけにも参りませんので、やはり総裁にかわつて、相当権威のある仕事を各地に浸透させていくという事を考へます場合には、当然副総裁を置いていいのではないかと。こういうふうに考えた次第であります。

○阿部竹松君 大へん失礼ですが、前尾通産大臣は公庫法の内容を、全部御承知ないのでないかと気がするわけですね。これが一つの営利会社であれば、代表者が必要であるし、代表者が事故あるときは、かわるべき者が必要であるかもしれないけれども、正直に申し上げまして、総裁ということになつておるけれども、御承知の通り、国家の財政法のしからしめるところによつて一切を処理しなければならぬ。会計検査院の検査も受ける。もちろん、主務大臣であるあなたの指示も仰がなければならぬ。こういうことになつてきますと、一体地方回りをして何をやるか。貸付額も、金利も、一切きまつてゐるのですよ。どこ回りをして、一体何をやるのですか。一切ワクの中で与えられた仕事しかできない。地方を回つて仕事をするとしたら、やることは越権行為だけです。それに何かかわらず設けなければならぬというところは、僕はどうしても納得できないのです。これは通産大臣の關係ではございませぬけれども、当委員会では、幹部の構成につきましても十分考

えて、そして、より適切に仕事をやらせてもらなければならぬということでもあります。われわれ監督いたします者から申しまして、その機構については十分配慮をして、そして大いに督励をする。こういうことでなければなりません。そういう意味におきまして、この法案を御提案いたしましたわけでありまして。

○阿部竹松君 大臣は、お金が円滑に回らないとおっしゃるけれども、それは副総裁がおられないから円滑に回らないのでなくして、日本の国の経済状態からかんがみて、絶対量を公庫に投資してあげることができないから足りないわけでしょう。そういうお説でいくと、今までの総裁や理事は何をやつておつたか。僕はそういう議論も生れてくると思ひます。しかし、そういう意味でなしに、やはり絶対量が足りないから、今まで十分な、皆さん方の御要望にこたへるだけできなかったものであつて、副総裁一人ばつんとふやして、そして円滑に回るといふことは、とても私は考えられない。しかし、そこで現在の理事を副総裁にするということらしいのですが、まあ、権限の違いはどうなるのですか。職責上の立場と待遇上の立場と二つの点。

○政府委員(川上為治君) 第一点の、権限がどういふふうになるかという問題につきましましては、現在の理事につきましましては、代表権を持っておりますけれども、副総裁につきましましては、代表権を与えらるゝことになりまして、いろいろな仕事につきましまして副総裁の判によつて、すなわち印鑑によつて処理ができるというふうなことになる

○國務大臣(前尾繁三郎君) 機構は、極力大きくせぬように済むものであります。また、押えていくのが一つの考へであらうと思ひます。しかし、御承知のように、中小企業金融公庫は、毎年、これは政府の貸付金もふえて参つておるのであります。三百億とか四百億というような程度のときには、それだけの、副総裁の置くというほどの存在でなかつたかもしれない。しかし、現在におきましては、これがいかにか重要な役割をしてゐるのかについて、今さら申すまでもないのであります。また、資金も非常に大きくなりました。また、この公庫の果してあります役割というものは、特に重要性を増しておるのであります。昨年におき

ましても、御承知のように、その支出をふやし、あるいは政府の貸付金をふやしたり、また、その運用についてのやかましい議論も行われたのであります。その際におきまして、われわれとしても、総裁一人が各地方を回つて、そして、適切な仕事をやるというわけにも参りませんので、やはり総裁にかわつて、相当権威のある仕事を各地に浸透させていくという事を考へます場合には、当然副総裁を置いていいのではないかと。こういうふうに考えた次第であります。

○阿部竹松君 大へん失礼ですが、前尾通産大臣は公庫法の内容を、全部御承知ないのでないかと気がするわけですね。これが一つの営利会社であれば、代表者が必要であるし、代表者が事故あるときは、かわるべき者が必要であるかもしれないけれども、正直に申し上げまして、総裁ということになつておるけれども、御承知の通り、国家の財政法のしからしめるところによつて一切を処理しなければならぬ。会計検査院の検査も受ける。もちろん、主務大臣であるあなたの指示も仰がなければならぬ。こういうことになつてきますと、一体地方回りをして何をやるか。貸付額も、金利も、一切きまつてゐるのですよ。どこ回りをして、一体何をやるのですか。一切ワクの中で与えられた仕事しかできない。地方を回つて仕事をするとしたら、やることは越権行為だけです。それに何かかわらず設けなければならぬというところは、僕はどうしても納得できないのです。これは通産大臣の關係ではございませぬけれども、当委員会では、幹部の構成につきましても十分考

えて、そして、より適切に仕事をやらせてもらなければならぬということでもあります。われわれ監督いたします者から申しまして、その機構については十分配慮をして、そして大いに督励をする。こういうことでなければなりません。そういう意味におきまして、この法案を御提案いたしましたわけでありまして。

○阿部竹松君 大臣は、お金が円滑に回らないとおっしゃるけれども、それは副総裁がおられないから円滑に回らないのでなくして、日本の国の経済状態からかんがみて、絶対量を公庫に投資してあげることができないから足りないわけでしょう。そういうお説でいくと、今までの総裁や理事は何をやつておつたか。僕はそういう議論も生れてくると思ひます。しかし、そういう意味でなしに、やはり絶対量が足りないから、今まで十分な、皆さん方の御要望にこたへるだけできなかったものであつて、副総裁一人ばつんとふやして、そして円滑に回るといふことは、とても私は考えられない。しかし、そこで現在の理事を副総裁にするということらしいのですが、まあ、権限の違いはどうなるのですか。職責上の立場と待遇上の立場と二つの点。

○政府委員(川上為治君) 第一点の、権限がどういふふうになるかという問題につきましましては、現在の理事につきましましては、代表権を持っておりますけれども、副総裁につきましましては、代表権を与えらるゝことになりまして、いろいろな仕事につきましまして副総裁の判によつて、すなわち印鑑によつて処理ができるというふうなことになる

には、これはいかぬわけでしょう。そうしますと、必要がどうしてもあるという説には、僕は了解できないのです。が、その他に、別に本法案の半べらな一ページくらいの法案に反対してても始まりませんから賛成はしますが、そのものずばりで、どうしても必要なんだということをほつきりお聞かせ願いたいと思うのですがね。

○政府委員(川上為治君) 非常に厳格にいますという、これは、副総裁がなくて、それは何かかんとかやれないというところは私はないと思えます。しかしながら、やはり代表権を持ちました副総裁を置くというこの方が、何かにつけて便利ではないかというふうに私も考えておるわけでございます。現に、たとえば、国民金融公庫につきましても、副総裁制度をとっておりますし、あるいはまた、住宅金融公庫につきましても副総裁制度を現にとっておりますし、また、現在国会の審議をいたしております農林漁業金融公庫につきましても、同様な副総裁を置くというよりなことをお願いをしておるわけでございます。で、先ほども大臣からお話がありました通り、まあいろんなワク内にはめられておりますけれども、そのワク内においていろんな問題がたぐさんあるわけでございますから、やはり機構がある程度大きくなりますという、総裁、副総裁を置いた方が便宜ではないかというふうに私も考えておるわけでございます。

○阿部竹松君 便利だから、何もあわてて設けなければならぬということには通ぜぬでしょう。あなたはあの方の例ばかりあげられて、賛成しやすいよ

うに御審判したのですが、私はない方の例をあげる。日銀だって副総裁、あれだけ大きいけれども一人しかおりませんし、それから輸出入銀行もそうなんです。そうすると、大体私に言わせれば、端的な言葉で言え、大体総裁一名で間に合つて、副総裁置かなければならぬというところは、ちよつとおこがましいのじやございませぬか、と言いたいところなんです。それでやれないというところになれば、これはやむを得ませぬけれども、この次の委員会にはこの金融公庫の総裁において願つて、必要が必要でないかというところ、これは聞いてみなければならぬと思うのですが、どうですか長官、あなたが自信があるかどうかというところは、僕は総裁に君がやっておるとどうも金回りが悪いといつて通産大臣も言うておるから、それで補助を一人つけないければならぬということ、そういうことで聞かなければならぬと思うのですがね。

○政府委員(川上為治君) これは、現在置いてないものもあるわけなんです、また置いてあるものも相当あるわけでございます。先ほども申し上げましたように、農林関係におきましても今回こういう制度を設けようというよりなところになっておりますが、これは先ほどからいろいろ申し上げておるようになります、非常に厳格に申し上げますという、それは副総裁がどうしてもいなければ公庫としてはやつていけないというところにはならぬわけでございます。それから、やはり置いた方がいろんな面において便利であるというふうに私も考えておるわけでありまして、たとえば総裁が相当長期に

わたりまして欠勤するような場合、あるいは外国に行くような場合、そういうような場合におきましては、やはり国内におきまして、あるいはその病欠中に副総裁として代表権を持った副総裁の名において処理するといふようなことが、対外的にいろいろその方がいよいよないかというよりな例もありますので、やはり私もとしましては、この際置いた方がよくはないかというふうに考えておるわけでございます。

○阿部竹松君 前の吉田元総理がおつたころ、ほかにわああ騒がれてもあつた。のんこいさんですから、あまり国民の税金を使つてはいかぬということ、機構の縮小を一生懸命やつてきたわけですよ。それから三年間たたぬうちにあなた方が一生懸命努力して、がんこいさんが悪く言われて、機構縮小でなるべく国民の税金をそういう人件費に使わなかつたというのに、その次の道楽むすこがだんだんだんだん機構を拡張してやめる前よりもまたひどくなつてきたのです。とにかく何ぼでもふやすのけつこうだけれども、しかしあなただの言うお説でふやさなければならぬという理由はどうしてありませぬ。そういうお金があるなら、当然先ほど申し上げました通り、一名でも多くの人に金を貸してやるべきである。なければだめだということにならぬのです。何でもかんでも法案が与党が絶対多数であるから通ると思つて、そういうむちゃくちゃなことを言つても僕はだめだと思つたのです。そういうお気持は全然起きないですか。当然多く、これも結局国民の税金の中から投資してやるのですから、長官が金を勝手に貸すわけ

けじゃない。日本銀行でさえ副総裁一人でまんしておる。わずか七百億か七百五十億でほんとうに少い金を扱つているところが副総裁を置かなきゃならぬ。理事もふやさなきゃならぬ。この次は何をふやすのですか。そういうことになつてくるのです。その点はもう一度確かめてみたいと思ひます。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 先ほど来申し上げておりますように、中小企業金融公庫が小さい間はあれですが、そのワクが相当ふえて参つたのであります。そのワク内、それでも非常に資金需要から見ますと少い、その少い金をいかにも活用していくかというところ、いろいろ問題があるわけでありまして、私は、そうして、相当代表権を持った人がもう少し具体的問題にも浸透して、中に落着込んで各地の実情を把握して、そうして、相当事務を早く処理していけるようにしたいというふうに考えておるのであります。現在におきましても、公庫は金を貸すのがおそいというよりなことも言われておりますが、だんだんと極力早く処理していくというよりな点につきましても副総裁を置いた方がより迅速化するというふうに考えておるのであります。仕事はもちろん以前よりはずつとふえておるというふうに考えておるのであります。

○小西英雄君 この際ちよつとわからぬ点を聞きたいのですが、いろいろ政府の出資をしている会社とか、公団とかいろいろあるのですが、その際には総裁というその職制を置く場合と、理事長と――まあ商工中金など理事長だが、これによるという総裁といふことを非常につけた、何か政府なり

何か、例があつて、こういう場合には総裁を置いて、こういう場合には理事長やと、何か資金関係の量においてそういうことを考えられるのか、その点ちよつと私はわからぬのですが、これは一つ企業庁長官でもいいし、大臣にでも一べんお尋ねしたいと思つておつたので、この際……

○政府委員(川上為治君) 制度的にははつきりした区分はないようでありまして、ただ、たとえば、その、農林中金といふのは理事長制をとつておる、あるいはまた公営企業金融公庫といふのは、これは理事長制度をとつておる、しかし、たとえば電源開発とか、あるいは中小企業金融公庫とか、あるいは日銀とか、そういうものは総裁制をとつておる。これは別に制度によつて、こつちの方は総裁をとる、こつちの方は理事長制をとるというはつきりした区分はないということになつております。別に何といひますか、たとえばその電源開発というの理事長というより総裁という名前の方がいいじゃないか、あるいはまた中小企業金融公庫というの政府の出資がほとんど全部であります、また政府の財政投融資で全部できておりますから、これは総裁という名前がいいのじやなからうか、あるいはまたその商工組合中央金庫というの、これは民間の出資も相当ありますから、これは理事長がいいじゃないかというよりな何かその辺は私もよくわかりませんが、大体そういうことになつてゐるようであります。

○小西英雄君 これは国民の立場から、非常に総裁をつけると、理事長というより印象が総裁の方が非常に

何かそれわれの古い頭なんか尊いような感じもするのですが、国民の金、税金を預かって、その上に、公僕みたいなものが、私は総裁でござる、副総裁でござると、また内容的に今ちょっと聞いたのですが、大蔵大臣よりも一平理事でも毎月のサラリーが多いと、こういう、それで、その制度自身も、何か一つ政府の方で一貫したこれは一つ通産大臣あたりから発言してもらって、閣議かなんかでもう少しピンとくるような一つ自後、組織をもって何か一貫したものにやってもらわぬと、これはわれわれ非常に今後困るので、そういう点を私関連して要望いたしておきます。

常に矛盾を感ずるわけです。岸総理よりも倍額ももらつておるといふことになる、これは問題になりませぬか。

○政府委員(川上爲治君) 実は私は、先ほどその給料の額を間違えて申し上げましたので訂正を申し上げます。現在理事は十万円を月に……私は十五万円と言いましたが、私はもつと十万円より多いのではないかと思つておりましたが、十万円でございます。それから総裁は十五万円ということになっております。従いまして副総裁につきましては、そのほかの例にならしまして十三万円というふうに、まあ考えております。私が先ほど非常に大きい数字を申し上げましたが、これは全く間違

○阿部竹松君 今の小西委員がいみじくも触れたのですが、その小西委員は、大蔵大臣よりもという御発言ですが、あの総理より高いのですよ、一国の総理よりこの種の機関が。大体こういう公庫とかいうものの給料はどこで査定するのですか、長官、どうなんでしょうか。

○政府委員(川上爲治君) 給料の査定につきましては大蔵、通産の両方の所管になっておりますので、両方で査定

いでございます。ただいまのお話に対して申し上げます。私どもの方としましては極力こういふ給料が、政府機関でございましてから高くないように一つしたいという気持は持っておりますけれども、やはり全体の、たとえば農林漁業金融公庫とか、あるいはまた商工中金とか、あるいは国民金融公庫とか、そうしたバランスの関係もありますので、それと同一歩調で大体進みたいというふうに考えております。

をするということになってございます。

○阿部竹松君 私、この給料のことなどとかかく言いたくないのですが、しかし指導的地位にあられる長官としてどういうようにお考えになるのですか。大体そうしますと、理事が十五万円もらい、総裁は二十万円かそれ以上もらつておると思うのです。そうすると、そういう待遇は、これはもう三井銀行とか三菱銀行とか富士銀行と同じ並みで、やるのが政府のお役人ともも変らないということになったら非

○大谷賀雄君 時間がもうだいふ繰返しておりますので、三点一括してお尋ねしますが、簡潔に御答弁願います。

この中小企業金融公庫と国民金融公庫を合併したらどうか、あるいは商工中金、中小企業金融公庫についても合併したらどうかというような意見などがあるわけですが、やはり窓口は多い方がいいというふうに私どもは思いますが、それについての大臣の御所見を伺いたい。

それから第二は、先般も予算委員会

で御質問申し上げたわけですが、商工中金への今年度の債券引受額はわずか三十億円だということであります。今年は団体法が施行になりました年でもありますし、新たに商工組合の資金需要といふものも相当出てくるのではないかと。商工中金に対する政府の援助はこれで十分かどうか。政府の中小金融に対する見通しについてお示し願いたい。

それから団体法のときにもいろいろ問題になったわけでありますが、中小企業者というものの定義の問題、これは中小企業信用保険法におきましても、金融公庫法においても、常時使用する従業員の数が三百人、商業またサービス業は三十人、鉱業は千人以下の会社及び個人というふうにきめられておられます。この団体法では、この政令で中小企業者の定義の例外として輸出陶磁器製造業はこの限りに入らないと規定されてお

業については、大百人、織物の模柄染色業は六百人、織物メリヤス製品の卸売業は五十人と比較的多い人数を認めておるわけです。しかし、これらの業種も組合を結成しておれば別ですが、個々では、中小企業金融公庫から融資も受けられない、信用保険も利用でき

ないということになるわけです。そこで団体法は中小企業の組織に関するところの基本法として成立したものであって、その中で中小企業者であると認められた業種があつて、法律では中小企業者でないというようなことができてくるわけです。こういうようなことは、大へん困つたことじゃないかと思ふわけです。不統一の感を持つわけでありませう。別の機会におきまして、ぜひともこの中小企業者というものの定義を統一をするというお考えがある

かないか、その点を承わりたいと思います。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 第一点の中小企業金融公庫と商工中金との合併の問題につきましては、これは従来からもいろいろ言われております。ことに、これは金利の関係がありますので、一本にすべきではないかと、こういうふうな議論も強いのであります。私どもも真剣に検討して考えた問題で

あります。しかし、ただいまのところこの両公庫は、組合金融でも長期なり、あるいは設備資金というような関係で、その目的を非常に異にいたしております。中小企業者を相手にしておりますことは同一であります。そのうちで金融の分野が違うわけであります。

す。そうして金利の問題は、ある程度いろいろな方法によりまして、代理貸しというよりなことでやっておりますが、そういう調整の方法をもつてし、またこの二つに分けておりますのは、やはりサービス業という点から考えますと、窓口の多いという方がより借りる方から言いますと、便利である、こういうふうに考えておるわけでありま

それから商工中金につきまして、このしの預金部引き受けが三千億で十分かという御意見があらうかとも思っておりますが、これはわれわれも決して十分だと思っております。ただ御承知のように、これは財政投融資のワクにほんとうは入れなくともいいものであります、このしの中途においてどんどん引き受けをやることができる、こういうことに相なっておるわけであります。それで、三千億も実はもうあげておかなくてもいいじゃないかという

議論が本年ありまして、しかし、やっぱり債券の引き受けをやるのだという表示のために、ともかくワクは置いておいてもらいたい、こういうことでありまして、従って今後の金融の推移いかにによりまして、さらに引き受けをしてもらえる話し合いになっておるのではありません。相当な額を引き受けてもらうように、金額についてもいろいろ話し合いをいたしておるのであります。

す。決してこの三十億にこだわっているわけではございません。むしろお話のように団体法も通りまして実施に移りますので、そういう関係からも、資金をもっとふやさなければならぬ、こういうふうに考えておるのでございます。

第三点の中小企業者の定義につきましては、これは目的が違いますので、金融の場合の定義と、また団体法の場合の定義といろいろ違っておりますのは、従来からもそうでありますが、ただいまお話のような相当大的な雇用人数にいたしました理由につきましては、長官からお答え申し上げます。

○政府委員(川上爲治君) 陶磁器関係につきましては、そのうちで輸出関係の

ものにつきましたは、いろいろ私の方でその実情を調べてみたのですが、従業員大體九百名程度でないというのと、商工組合もなかなかできない。また九百名と三百名の従業員の方の工場を見ますというと、大體その生産性についても、そのほかの点においても同じだというよりな状況でありましたので、この団体組織法の政令によりまして、そういう輸出関係の陶磁器業者につきましては、従業員を例外的な措置としてまして九百人ということにいたしました。

けであります。それから織物の機械染色整理業につきましても、やはり同様の意味からいいまして、六百人程度というところにいたしました。それから紙山業につきましては従来から大体千人程度でこれを扱っておりますので、千人以下ということにいたしましたわけでありまして、それから建設業につきましては、これは普通ならば三百人まで認められるのでありますけれども、三百人というところになりますと、非常に大企業ということになって参りますので、私どもの方といたしましては、逆にこれを減らしまして百五十人程度、それ以下ということにいたしましたわけでありまして、それから織物の問屋とかそういうものにつきましても、これは原則といたしましては、三十名でございまして、五十人と、これもその従業員一人当りの取り扱い高とか、そういうものもいろいろ検討いたしました。それからまた、五十人と七十人の場合はどう違うとか、あるいは百人の場合はどう違うかというようにも検討いたしました結果、五十人程度が適当じゃないかということにいたしました。とりあえず例外的な措置としてこの五つの業種を認めたわけでございます。ただこれをすぐ中小企業金融公庫の、あるいは商工中金の直接の融資の対象にするかしないかという問題につきましては、これはなお研究する余地が相当あるのではないかと、いろいろに考えます。私どもの方としましては、今回の公庫法の方が先に検討されました国会に提案されました関係もありますので、この問題につきましては、さらに検討をいたしまして、将来、大臣がおっしゃいましたように、

果してこれを統一的にやった方がいいか、あるいはまた、やはり別な扱いの方にした方がいいかという点につきまして、十分検討しました結果、これをどっちにするかというのをきめたいというふうに考えておるわけでありまして、

○阿部竹松君 最後に一点お伺いいたしますが、この法案が通りますと、副総裁になれる方はまだおわかりになつておらぬかも知れませぬけれども、現在公庫の理事の中から出られるのか、それともそれからお入りになるのか、その点が、もしおわかりになつておらなければついででございますが、わかつておればお示し願いたいというところが一点。

もう一つは、今、議連で特別職のやはり俸給の点が問題になっております。私も今、長官にお伺いしてよくわかつたのですが、その長官の訂正された数字でも、やはり私どもの考えておつたのよりは多いわけですね。これは、事務次官の方でも十万円もらつてゐる人が多いわけですね。次官と総裁は名前が違ふし、仕事も違ふと言われればそれまでですが、やはり次官級くらいは相場ではないかというふうなことを考へております。川上長官よりはるかに高い金額をもらつたというところは、川上長官も非常に遺憾だと思つたので、そこで、議連で特別職の件を論議することになっておられますから、あらゆる公庫とは申しませぬけれども、参考のために、長官所管の公庫の分だけでもつてついででございますから、ここで論議する筋合いでないかもしれませぬけれども、参考資料を、もしわかつておれば後刻お知らせ願いたいと思ひます。

第九部 商工委員会議録第十九号 昭和三十三年四月十五日【参議院】

○國務大臣(前尾繁三郎君) 実はまだきまつておりませんので、ただいまお答へすることを留保したいと思ひます。

○政府委員(川上爲治君) 今、大臣がおつしやいましたように、第一点の問題につきましては、これはまだはつきりきまつておりません。従いまして、現在の理事の中から昇格しまして副総裁にするか、あるいはその他の方面から持つてくるか、それはまだきまつておりません。

それから、第二の問題につきましては、これは一般の公庫につきまして、やはり全体的に給料を引き上げるといふことになりまうというところ、やはりこの公庫につきましても同様な措置をとられることになるかと考へております。

○小西英雄君 阿部君から先ほど副総裁を置く際に、総裁に一ぺん来てもらつて、われわれ中小企業のことをこどもいろいろな角度から検討してゐるのだが、国家資金を、七億の金を、総裁とか副総裁とかいう大きなえらい立場から、ほんとに困つてきて、一万円未満の中小企業に対するサービスを、総裁とか副総裁という名前をつけて適当な仕事ができるのかどうか、一ぺん総裁のいろいろ立場というのか、われわれ質問したい。阿部君も、副総裁を置く前にそういうことはどのようにするのか、あるいは、その代表権といふのは別に理事でも何でも、取締役でも平取締役でも代表権持てるので、何も副総裁でなければ代表権持てぬというのとはつてのほかで、われわれそういう点は、ほんとに中小企業の問題をあらゆる角度から真剣に検討してゐる間に、中小企業といったようなもの

のに総裁、副総裁というふうな必要は感じぬのだが、一つ委員会において、阿部君からも先ほど、総裁に来てもらつて、副総裁を置かなければ仕事ができないかというのを尋ねてみたのだが、一つそれを委員長にまかすから、一ぺん委員長の考へでやつて下さい。

○委員長(近藤信一君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(近藤信一君) 速記をつけ。それでは、まだ御質問もあろうかと思ひますが、本日は、この程度にし、次回は十七日午前十時に開会することにして、本日は、散会いたします。

午後四時二十一分散会
四月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、水洗炭業に関する法律案(衆)

水洗炭業に関する法律案
水洗炭業に関する法律
目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 登録(第三条―第十二条)
第三章 事業の規制(第十三条―第十五条)
第四章 賠償(第十六条―第二十条)
第五章 雑則(第三十条―第三十四条)
第六章 罰則(第三十五条―第三十九条)
附則
第一章 総則
第一条 この法律は、水洗炭業者の

登録の実施、その作業方法の規制等により、水洗炭業による被害を防止し、その事業の健全な運営を確保することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「水洗炭業」とは、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の適用を受ける事業以外の事業であつて石炭の掘採により生じた魔石(以下「ばた」といふ)を水洗することにより石炭を採取する事業及び石炭を水洗する事業をいふ、「水洗炭業者」とは、水洗炭業を営む者をいふ。

第二章 登録
第三条 水洗炭業を営もうとする者は、この法律で定めるところにより、登録を受けなければならない。
2 前項の登録は、一年間有効とする。
3 第一項の登録の有効期間満了の後引き続き水洗炭業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。この場合において当該登録は、一年間有効とする。(登録の申請)
第四条 前条の登録を受けようとする者(同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者を含む。以下「登録申請者」といふ)は、省令で定めるところにより、その事業を行う場所を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所
二 事業を行う場所

一五

三 法人である場合においては、その資本金額（出資総額を含む。）及び役員の名

四 水洗施設

五 沈でん油その他の水洗炭業による被害を防止するための施設

六 排出される土砂の廃棄方法

2 前項の登録申請書には、水洗施設の位置を示す図面及び省令で定める事項を記載した書類（以下「添附書類」という。）を添附しなければならない。

（登録の実施及び登録の通知）

第五条 都道府県知事は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、第七条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を水洗炭業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

（禁止行為）

第六条 前条第一項の規定による登録を受けたい者は、水洗炭業を営むことができない。

2 前条第一項の規定による登録を受けた者は、当該登録を受けた事業を行う場所以外の場所で水洗炭業を営むことができない。

3 前条第一項の規定による登録を受けた者は、その名義を他人に水洗炭業のため利用させてはならない。

（登録の拒否）

第七条 都道府県知事は、登録申請者が次の各号の一に該当するときは、又は登録申請者に係る水洗炭業の施設が河川、道路その他の公共の用に供する施設を損傷し、若しくは農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反することとなると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第十一条第一項第二号又は第三号に該当することにより登録を取り消され、登録の取消の日から二年を経過しない者

二 この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 法人でその役員のうち前二号の一に該当する者のあるもの

2 都道府県知事は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を附してその旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録の手数料）

第八条 登録申請者は、第三条第一項の登録については三千円をこえない範囲内において、同条第三項の登録については二千円をこえない範囲内において、政令で定める額の登録手数料を納めなければならない。

（変更の届出）

第九条 水洗炭業者は、第四条第一項第一号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、省

令で定めるところにより、遅滞なく、その旨の変更届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 水洗炭業者は、当該都道府県知事の管轄する区域内において、第四条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、同条第一項第四号から第六号までに掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する添附書類を添えて、省令で定めるところにより、その旨の変更届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 第五条第一項及び第七条の規定は、前二項の規定による変更の届出があつた場合に準用する。

（廃業等の届出）

第十条 水洗炭業者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一 水洗炭業者が死亡したときは、その相続人

二 法人が合併により消滅したときは、その役員であつた者

三 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人（破産による解散の場合にあつては、その破産管財人）

四 水洗炭業を廃止したときは、水洗炭業者であつた個人又は水洗炭業者であつた法人の役員

（登録の取消）

第十一条 都道府県知事は、その登録を受けた水洗炭業者が次の各号の一に該当するときは、当該水洗炭業者の登録を取り消すことができる。

一 第七条第一項第二号又は第三号の規定に該当するに至つた場合

二 不正の手段により第五条第一項の規定による登録を受けた場合

三 第六条第三項の規定に違反した場合

2 都道府県知事は、前項の規定により、登録を取り消そうとする場合においては、当該水洗炭業者に対し、あらかじめ、期日及び場所を指定して聴聞をしなければならない。ただし、その者又はその代理人が正当な事由がなく聴聞に応じないときは、聴聞を行わなくても当該処分をすることができ

3 前項の聴聞に際しては、当該水洗炭業者又はその代理人に意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

（登録のまつ消）

第十二条 都道府県知事は、次の各号に掲げる場合においては、水洗炭業者登録簿につき、当該水洗炭業者の登録をまつ消しなければならない。

一 第十条の規定による届出があつた場合

二 第三条第一項の規定による登録の有効期間満了の際、更新の登録の申請がなかつた場合

三 前条第一項又は第十四条の規定による水洗炭業者の登録を取り消した場合

2 第七条第二項の規定は、前項の規定により登録をまつ消した場合に準用する。

第三章 事業の規制

（事業改善の命令）

第十三条 都道府県知事は、当該水洗炭業の施設が河川、道路その他の公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉を阻害しており、又は阻害するおそれがあると認めるときは、当該水洗炭業者に対し、期限を附して次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

一 作業方法を変更すること。

二 水洗施設の位置を変更すること。

三 水洗炭業による被害を防止するための施設を設置し又は改善すること。

四 前各号に掲げるもののほか、水洗炭業による被害を防止し、又は除去するために必要な措置をとること。

2 都道府県知事は、前項の命令をする場合において、必要があると認めるときは、当該命令に係る措置がとられるまでの間、当該水洗炭業者に対し、その事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 第十一条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による命令をする場合に準用する。

（事業停止命令等）

第十四条 都道府県知事は、水洗炭業者が前条第一項の規定による命令に違反したとき、又は第二十一条の規定による保証金を供託しなかつたときは、六月以内の期間を定めて、その事業の全部又は一部

の停止を命じ、又は第五条第一項の登録を取り消すことができる。

(報告徴収及び立入検査)

第十五条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、水洗炭業者からその業務に関する報告を徴し、又はその職員に、その事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の場合において当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四章 賠償

(賠償の義務及び方法)

第十六条 水洗炭業者がその行方次の各号に掲げる作業により、他人に損害を与えたときは、当該水洗炭業者が、その損害を賠償する責に任ずる。

一 ばたの採取

二 廃水の放流又は土砂の流出

三 排出される土砂のたまり

2 前項の場合において、損害が二以上の水洗炭業者の作業によつて生じたときは、各水洗炭業者は、連帯して損害を賠償する義務を負う。損害が二以上の水洗炭業者の作業のいずれによつて生じたかを知らなければならないときも、同様とする。

3 前項に規定する連帯債務者相互の間においては、その各自の負担部分は、等しいものと推定する。

(賠償)

第十七条 水洗炭業の施業に係る損害は、公正かつ、適切に賠償されなければならない。

2 前項の損害の賠償は、金銭をもつてする。ただし、賠償金額に比して著しく多額の費用を要しないで原状の回復をすることができるときは、被害者は、原状の回復を請求することができる。

3 賠償義務者の申立があつた場合において、裁判所が適当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭をもつてする賠償に代えて原状の回復を命ずることができる。

(紛争のあつせん)

第十八条 水洗炭業の施業に係る損害の賠償に関して紛争が生じた場合において、当事者の双方又は一方から申請があつたときは、当該都道府県知事は、紛争の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるようあつせんしなければならない。

(賠償についてのしんしやく)

第十九条 第十六条第一項に規定する損害の発生に関して被害者の責に帰すべき事由があつたときは、裁判所は、損害賠償の責任及び範囲を定めるものについて、これをしんしやくすることができる。天災その他の不可抗力が競合したときも、同様とする。

(消滅時効)

第二十条 第十六条第一項に規定する損害の賠償請求権は、被害者が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行わないときは、時効に

よつて消滅する。損害の発生の時から二十年を経過したときも、同様とする。

(保証金の供託)

第二十一条 水洗炭業者は、その施業に係る損害の賠償を担保するため、事業を行う場所一箇所ごとに五十万円をこえない範囲内において都道府県知事が定める額の保証金を、第五条第二項の規定による登録の通知を受けた日から省令で定める期間内に供託しなければならない。

2 前項の規定は、水洗炭業者が第四十条第一項第二号に掲げる事業を行う場所を追加するため第九条第三項の規定による届出をした場合に準用する。

3 水洗炭業者は、第二十三条から第二十七条までの規定により権利の実行が行われたため第一項又は前項の規定により供託された保証金が第一項(前項において準用する場合を含む。)の省令で定める額に不足することとなつたときは、当該不足額を省令で定める期間内に供託しなければならない。

(被害者の優先弁済権)

第二十二条 水洗炭業の施業に係る被害者は、当該損害賠償請求権に關し、前条の規定により供託された保証金につき、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

(権利の実行の申立)

第二十三条 前条に規定する権利を有する者は、水洗炭業の施業に係る損害を賠償する責に任ずる者(以下「賠償義務者」という。)が事

業の廃止若しくは休止その他の理由により賠償の義務を履行することが著しく困難であると認められるとき、又はそのゆゑが知られないときは、都道府県知事に對し、省令で定める手続に従ひ権利の実行の申立をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の申立があつたときは、遅滞なく申立の理由の有無を審査しなければならない。

3 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の申立の理由を審査する場合に準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「当該水洗炭業者」とあるのは、「賠償義務者」と読み替へるものとする。

(債権申出の公示)

第二十四条 都道府県知事は、前条第二項の規定による審査の結果申立を理由がある認めるときは、当該保証金につき第二十二條に規定する権利を有する者は六十日を下らないその定める期間内に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除外されるべきことを公示し、かつ、その旨を申立人及び賠償義務者に通知しなければならない。

2 前項の規定による公示があつた後は、申立人がその申立を取り下げた場合においても、手続の進行は、妨げられない。

(権利の調査)

第二十五条 都道府県知事は、前条第一項の期間が経過した後権利の調査のため遅滞なく聴聞をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の聴聞をしようとするときは、申立人、前条第一項の期間内に権利の申出をした者及び賠償義務者に對し、あらかじめ期日及び場所を通知して、権利の存否及びその権利によつて担保される損害賠償請求権の額について証拠を提示し、かつ、意見を述べべる機会を与へなければならない。

3 前項の権利の調査の手続に關し必要な事項は、省令で定める。

(配当手続)

第二十六条 都道府県知事は、前条の調査の結果に基いてすみやかに配当表を作成し、これを申立人、第二十四条第一項の期間内に権利の申出をした者及び賠償義務者に通知し、かつ、公示しなければならない。

2 配当は、前項の通知を發した日から五十日を経過した後、配当表に従ひ実施する。

3 前二項の配当手続に關し必要な事項は、省令で定める。

(通知の方法)

第二十七条 賠償義務者のゆゑが知れないときは、前三條の規定において賠償義務者に対する通知は、することを要しない。ただし、第二十五条第二項の場合においては、通知すべき事項を公示しなければならない。

(適用除外)

第二十八条 第十六条から前条までの規定は、水洗炭業に従事する者の業務上の負傷、疾病及び死亡に關しては適用しない。

(保証金の取りもどし)

第二十九条 第十二条第一項の規定による登録のまつ消があつた場合において、当該水洗炭業者であつた者は、都道府県知事の承認を受けて、第二十一条の規定により供託した保証金を取りもどすことができる。水洗炭業者が、その事業を行う場所のうちの一部の場所を廃止した場合において、その廃止した場所に係る保証金についても、同様とする。

2 前項の保証金の取りもどしは、都道府県知事が当該保証金につき第二十一条の権利を有する者はその定める六月を下らない期間内に申し出るべき旨の公示をし、その期間内にその申出がなかつたときでなければ、これを行うことができない。ただし、当該登録のまつ消があつた時から三年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の公示その他保証金のとりもどしに関し必要な事項は、省令で定める。

第五章 雑則

(市町村長との関係)

第三十条 この法律の規定による都道府県知事に対する登録の申請(更新の登録の申請を含む。以下同じ)、届出及び報告は、当該事業を行う場所を管轄する市町村長を経由してしなければならない。前項の場合において、当該市町村長は、当該登録の申請、届出及び報告についての意見書を添えることができる。

3 都道府県知事は、第十三条第一項の規定による命令をしようとするとき、及び第二十三条第二項の規定による申立の理由を審査するときは、当該事業を行う場所を管轄する市町村長の意見を聞かなければならない。

(融資のあつせん等)

第三十一条 都道府県知事は、水洗炭業者がその事業による被害を防止するため、沈んでん池その他の施設を設置し、又は改善しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該水洗炭業者に対し、資金の融通のあつせん等の措置を講ずることが出来る。

(異議の申立等)

第三十二条 この法律の規定による都道府県知事の処分不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に、都道府県知事に対し、省令で定める手続に従い異議の申立をすることが出来る。

2 前項の異議の申立があつた場合において、都道府県知事は、申立を受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならぬ。

3 前項の規定による都道府県知事の決定に不服のある者は、通商産業大臣に訴願を提起することが出来る。

(異議の申立と処分の執行)

第三十三条 異議の申立は、処分の執行を停止しない。ただし、都道府県知事は、処分の執行により生ずることのある償ふことのできない損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、申立により又は職権で、その執行を停止することが出来る。

(水洗炭業審議会)

第三十四条 都道府県に、水洗炭業審議会(以下「審議会」という。)を置くことが出来る。

2 審議会は、水洗炭業に関する重要事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申し、及び都道府県知事に建議することが出来る。

3 前二項に規定するものを除くほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

第六章 罰則

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第一項の規定に違反して登録を受けずに水洗炭業を営んだ者

二 第六条第二項の規定に違反して登録を受けた事業を行う場所以外の場所で水洗炭業を営んだ者

三 虚偽又は不正の事実に基づいて第五条第一項の規定による登録を受けた者

四 第十三条第二項又は第十四条の事業停止命令に違反した者

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定による登録申請書又は同条第二項の規定による添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二 第六条第三項の規定に違反してその名義を他人に利用させた水洗炭業者

三 第九条第二項の規定による書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定する書類を提出せず、又はその書類に虚偽の記載をした者

二 第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十五条から前三条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第十条の規定による届出を怠つた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(経過規定)

2 この法律施行の際、現に水洗炭業を営んでいる者は、第五条第一項の規定による登録を受けなくても、その施行の日から起算して六十日間を限り、水洗炭業者とみなす。その者がその期間内に第四条第一項の規定により登録を申請した場合においては、その期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。